

「東芝機械事件」をめぐる日米関係の再考察： 「ゲートウェイ」アプローチから見たワシントンの反応 と日本政府、東芝の対応

和田修一

構成

- 1.はじめに
- 2.東芝機械事件の概要とアメリカの政治環境
 - (1) 東芝機械のココム違反事件の概要
 - (2) アメリカ側の認識
- 3.アメリカ政府の働きかけと日本政府の対応
- 4.東芝制裁をめぐるアメリカ議会の動き
- 5.東芝の対応と包括通商・競争力法の成立
- 6.まとめ：「ゲートウェイ」アプローチから見た東芝機械事件

1.はじめに

厳密な三権分立をとるアメリカにおいて、連邦レベルでの政策決定は大統領を核とする行政府と立法や予算作成の権限を持つ連邦議会が「抑制と均衡checks and balances」の原則に基づき、お互いにしのぎを削っている。そのアメリカ政治の中心である首都ワシントンでは、政策決定のアリーナ(舞台)を取り囲んで、政策決定にさまざまな影響を与えようと、数多くの組織／団体や個人が活動する「政策コミュニティ」が形成されている。図1(36ページ)に示すとおり、政策コミュニティで活動するアクター(actor)は、自らの利益を主張しそれを守ろうとする「企業／業界団体」、その企業や業界団体から依頼されて、政策コミュニティの中でクライアントの利益を擁護し、それを最大化するために活動するプロの「ロビイスト」、政策の提言などで立法活動や行政府の政策転換に影響を与えようとする「シンクタンク」、専

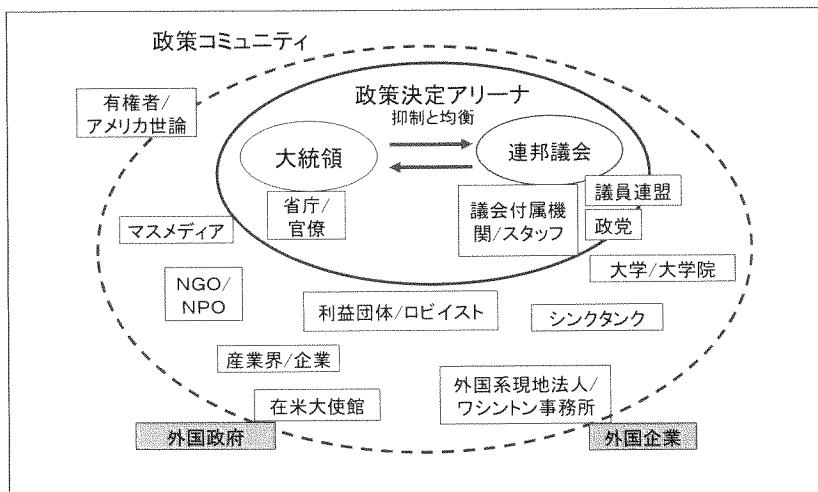


図1 ワシントンの政策決定アリーナと政策コミュニティ 筆者作成

門家の養成とともに、シンクタンクと同様にさまざまな政策研究プログラムを実施する「大学／大学院」、などが含まれる。

アメリカの政策に影響を与えるようとする各国政府や企業も、自らの大使館や駐在事務所をワシントンに置き、そのスタッフがワシントンの政策コミュニティで活動している。さらに外国の企業の中には、子会社をアメリカの現地法人として登記しているものもある。自国や自社に影響を与えるようなアメリカ政治の情報を収集して本国／本社に送ったり、広報活動や出版物や資料の配布を通じて政策決定アリーナへ情報を提供したり、そしてときには議会や省庁へ書簡を送ったり面会して陳情するなどの直接的な働きかけ、すなわちロビイングも行う。

ワシントンの政策決定アリーナに影響を与えるようとする場合、その対象はアリーナの主要アクターである大統領／行政府や議会／議員に対して直接働きかけることだけとは限らない。ときには、ワシントンの政策コミュニティで活動するアクターを通じて、間接的にアリーナに影響を与えることも考えられる。また、幅広く国民／世論に訴えかけることで大統領や議会に影響を与えるようとする方法など、さまざまなパターンが考えられる。いわゆる外国

政府／企業が、これらのどんなゲートウェイ（入り口）からワシントンの政策決定アリーナや政策コミュニティに影響を与えるようとするのかについて着目し考察するのが、本稿の「ゲートウェイ」⁽¹⁾アプローチである。

日本政府や日本企業がワシントンの政策決定アリーナに影響を与えるようとして活動した事例研究として、本稿で取り上げるのが、1980年代後半に発覚した東芝機械によるココム違反事件を受けて、連邦議会で議論された親会社・東芝に対する制裁をめぐってのさまざまなアクターの動きとその帰結についてである。東芝機械が行ったソヴィエト連邦に対する工作機械の不正輸出は、アメリカでは単に東芝機械に対する批判だけでは終わらなかった。当時の日米貿易摩擦も絡んで、日本政府の貿易政策そのものに対する批判となり、東芝機械の問題がその親会社であった東芝に対する制裁をめぐる議論へと発展し、すべての東芝製品の輸入禁止を求める法案までもが連邦議会に提案された。日本への批判や東芝への制裁を最小限に抑えるため、日本政府も、東芝も、ワシントンの政策決定アリーナの中心に位置するレーガン政権の中枢や連邦議会の対日強硬派の議員に向けてさまざまな働きかけを行った。

そして1986年から87年にかけて、1年以上にわたって東芝への制裁が連邦議会で議論された後、最終的に東芝への制裁は「3年間にわたる東芝製品の政府調達の禁止」で決着した。東芝機械の不正輸出に東芝が直接関与した事実は明らかにはならなかったものの、東芝機械の親会社として東芝が道義的な責任を負わされる形になったわけである。制裁が政府調達の禁止にとどまり、製品の全面的輸入禁止が回避できたことで、政策決定アリーナに対する東芝の働きかけは成功したといえる。東芝機械事件をめぐる日本政府や東芝の活動は、「ゲートウェイ」アプローチから改めて考えるならば、ワシントンの政策コミュニティを通じて政策決定アリーナに影響を与えるようとしてある程度成功した代表的な事例と言うことができるのである。

2. 東芝機械事件の概要とアメリカの政治環境

(1) 東芝機械のココム違反事件の概要

ココム（COCOM）とは、1949年に組織された「対共産圏輸出統制委員会 Coordinating Committee for Multilateral Export Controls」を指し、“非公式の協議機関”という位置づけで、事務局はパリに置かれていた。その目的は、冷戦のもとでアメリカとソ連が激しく軍拡競争を行っていた当時、アメリカを中心とする西側が、ソ連・東欧などの共産圏に軍事戦略上大きな影響を持つ物資や技術が流出しないように、水面下で調整することにあった⁽²⁾。

・東芝機械の不正輸出に対する国内での処分

そのココムの合意に反して、東芝機械が日本の商社・伊藤忠商事、およびスウェーデンの国営企業「コングスベルグ兵器製造 Kongsberg Vappnafabrik Company」と組んで、大型の最新型工作機械とそれを制御するコンピュータ・プログラムをソ連に輸出したことが1987年に明るみに出る。通商産業省（現、経済産業省）が刑事告発したのを受けて、87年4月30日に警視庁が捜査を開始した。工作機械の輸出については時効が成立していたが、制御するコンピュータ・プログラムについては法的責任を問うことができた。

まず、5月15日には通商産業省が、不正輸出を行った東芝機械に対して「共産圏向け輸出1年間禁止」と、同じく伊藤忠商事に「工作機械の共産圏向け輸出3ヵ月禁止」の行政処分をそれぞれ課した。さらに5月27日には東芝機械の幹部2人が逮捕され、外国為替及び外国貿易管理法違反で起訴された。翌88年3月22日に東京地方裁判所において判決が下され、東芝機械が外国為替及び外国貿易管理法・輸出貿易管理令違反で罰金200万円、不正輸出にかかるわった同社幹部社員のうち、材料事業部鋳造部長が懲役10ヵ月（執行猶予3年）、工作機械第一技術部開発設計グループ専任次長が懲役1年（執行猶予3年）の有罪とされた（「昭和63年3月22日東京地裁」1988）。

東芝機械は、1938年に芝浦製作所（現在の東芝）のもとに「芝浦工作機械」として設立された。1949年に芝浦機械製作所となった後、61年に芝浦工機を吸収・合併して「東芝機械」となった（「東芝機械株式会社」；「沿革」）。事件

の発覚当時、東芝機械は東芝の子会社であり、東芝が東芝機械の株式の51%を保有していた。

ところがこの東芝機械による工作機械不正輸出は、刑事事件として公になる前からアメリカ政府も注目し、やがて日米間で政治問題化する。当時、米ソ冷戦のまっただ中であり、アメリカを中心とする西側同盟とソ連を盟主とした東側同盟が軍事的に対立していた。アメリカを始めとする西側にとって、東側に対する軍事的優位を保つことが至上命題であり、軍事技術の研究・開発にも熱心に取り組んでいた。

その一方で、同盟関係にあるアメリカと日本のあいだは経済問題で抜き差しならぬ状況にあった。1987年当時のアメリカの対日貿易赤字は、1年間で563億2630万ドル（当時の為替レートで約8兆5千億円）を記録していた（U.S. Bureau of Census）。対日貿易赤字の原因は日本市場の閉鎖性にあるとの認識から、日本市場の開放を求める声は、レーガン政権内部でも高まっていた。軍事的には日本は同盟国としてアメリカに依存しながらも、日本が当時 GNP で世界第2位という経済力に比べて防衛費の負担が少ないと不満から、「バードン・シェアリング burden sharing（負担の分担）」のスローガンのもとで、レーガン政権は日本に防衛費の増額を求めた。さらに、日本とアメリカはコンピュータなどのハイテク分野で激しい開発競争を繰り広げ、当時は高性能半導体技術の面で日本が一歩先んじていた。日本へのアメリカ製半導体の輸出が伸びないことへの不満から日本の半導体市場が閉鎖的であると批判する声や、日本の輸出攻勢からアメリカのハイテク産業を保護するよう求める声が連邦議会でもしばしば取り上げられていた。東芝機械の不正輸出が発覚したのは、このように日米関係が厳しさを増している時期であった。

言うまでもなく、最新軍事関連技術がソ連へ流出することは、当時のアメリカを始めとする西側の軍事的優位にダメージを与え、安全保障を大きく損なうことを意味する。それが、貿易不均衡を抱えハイテク分野での激しい競争を繰り広げている日本に対する非難となって、連邦議会で一挙に火が付くのである。

(2) アメリカ側の認識

・レーガン政権の国防政策とソ連への軍事関連技術の流出

東芝機械の不正輸出事件に対するアメリカ側の対応を検討する前に、1980年代前半のアメリカの安全保障をめぐる政治環境を見ておきたい。

1979年12月にソ連がアフガニスタンに軍事侵攻を行うとともに、米ソのデタント（緊張緩和）期は終わり、アメリカとソ連の軍事的対立は再び高まった。「力による平和 peace through strength」を掲げて大統領選挙に勝利したロナルド・レーガン（Ronald Reagan）が1981年1月に第40代大統領に就任すると、レーガン政権はソ連に対する軍事的優位を回復するため、国防費を大幅に増やし始めた。表1は1980年代の国防予算総額の増減を示したものである。大統領就任後初の予算となる1982会計年度（1981.10.1-1982.9.30）では、国防費を前年度に比べて一挙に20パーセント近くも増やし、1983会計年度（1982.10.1-1983.9.30）でも、国防費は前年度に比べ12パーセントの伸びを示した（Office of the Under Secretary of Defense 2018）。

「力による平和」政策の実施に当たって、国防省は1981年に『ソヴィエト

表1 国防歳出予算の変化：1980会計年度-1990会計年度

会計年度	国防費総額	前年度比	指数
FY1981	178,365		100.0
FY1982	213,751	19.8	119.8
FY1983	239,474	12.0	134.3
FY1984	258,150	7.8	144.7
FY1985	286,802	11.1	160.8
FY1986	281,390	-1.9	157.8
FY1987	279,469	-0.7	156.7
FY1988	283,755	1.5	159.1
FY1989	290,837	2.5	163.1
FY1990	292,999	0.7	164.3

注：金額の単位は100万ドル。指数は、1980会計年度（1979.10-80.9）を100とした。

Source: U.S. Department of Defense, *National Defense Budget Estimates for FY 2019*.に基づいて作成。

の軍事力 *Soviet Military Power*』を発行した (Department of Defense 1981)。これは、ソ連の軍事力について写真やイラストを駆使して一般の人にも分かりやすく解説したもので、アメリカ国民や西側同盟国に対してソ連の軍事力の現状や軍事技術開発について警鐘を鳴らすための一一種の“反ソ連キャンペーん”であった。同報告書は1983年に第2版が刊行されると、それ以後は毎年刊行され続け、冷戦が終結に向かう1990年まで9版を重ねた。

1970年代後半から西側の最新軍事技術がソ連などの共産圏に流失し、アメリカを中心とする西側の安全保障が大きく脅かされているという問題は、80年代半ばにおいてアメリカの関係省庁や連邦議会では深刻にとらえられていた。1982年4月に CIA (Central Intelligence Agency : 中央情報局) は『軍事的に重要な西側軍事技術のソ連の取得 *Soviet Acquisition of Militarily Significant Western Technology*』という報告を議会に提出し、その中で西側の軍事関連技術が流失する問題が、つぎのように指摘されていた。

「ソ連と東側同盟国が徐々に洗練された軍事兵器を導入するとともに、アメリカと西側同盟国の軍事技術の優位性が浸食されつつある。それらの兵器は頻繁に、西側技術の支援を直接受けて製造されている。われわれの開放的な社会で、ソ連は有効かつ的確に軍事関連の西側技術をつぎつぎに入手している。これ以上ソ連に西側の軍事関連技術を入手させないよう阻止することは、自由世界が直面している複雑かつ緊急の課題の1つである。」

(Central Intelligence Agency 1982: 1)

さらに1985年9月に、CIA はこの報告書のアップデート版を議会に提出し、西側軍事技術がソ連に流失することを防ぐ対策として、つぎのように結論づけた。

「ソ連の取り組みの手口の多くを知っているので、損失を防ぐために多くのことができる。それは克服できない問題ではない。しかし西側の技術を得ようとすることに、ソ連はとても貪欲である。ソ連は西側の輸出規制の弱点とともにココム参加国の政策の違いを突いて、ソ連の軍事プログラム

に必要な技術を1980年代やそれ以降も獲得しようとして続けるのである。

西側の軍事関連技術を手に入れようとするソ連の努力は、かつてに比べると容易ではなくなり、費用がかさむようになってきた。（それでも）それから得られる利益は高く、ソ連はそのことを知っている。すなわち、最重要の軍事技術を手に入れるために必要ならば、ソ連は資源やマンパワーをいくらでも投入するのである。西側はその流出を防止するとともに、ソ連の努力を無駄に終わらせることができる。すべての西側は、政府も民間企業も、ソ連への技術流失阻止に加わる必要がある。」（Central Intelligence Agency 1985: 30）

ただし、東芝機械によるソ連への不正輸出が政治問題化した1980年代後半には、国防費に対するアメリカ国内の風当たりは大きく変わっていた。国防支出を増加する一方で、国防費以外の連邦支出をできるだけ減らし、大幅減税によって内需を拡大し、それによって経済の拡大を目指すという「レーガノミクス Reaganomics」とよばれた経済政策は行き詰まりを見せていた。財政赤字ばかりか貿易赤字までもが膨らみ、アメリカは80年代半ばには“双子の赤字”とよばれた経済的危機に陥っていた。

財政赤字を削減するために、1985年に連邦議会は「1985年予算均衡および緊急財政赤字管理法 Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985（通称、1985年グラム＝ラドマン＝ホーリングス財政赤字削減法：The Gramm-Rudman-Hollings Deficit Reduction Act of 1985.）」を成立させて、大統領に対して歳出予算の抑制による財政赤字の削減を義務づけた。同法に基づき、国防費に対しても厳しいシーリングが課されることになった。事実、表1（40ページ）に示すとおり、86年度会計予算でも、87年度会計予算でも、国防予算は前年度比マイナスに抑えられ、国防省は予算の確保に頭を悩ませていたのである⁽³⁾。

・KGB スパイ事件と『レッド・オクトーバーの追跡』

ソ連による西側の軍事情報の入手に関して、1985年にはウォーカー一家による「KGB スパイ事件」が発覚し、アメリカ国内を大きく揺るがすことにな

なる。元海軍兵曹長だったジョン・ウォーカー (John Walker) は、1967年から発覚する85年までの18年にわたってソ連の諜報機関 KGB のスパイとして活動し、アメリカ海軍の機密情報をソ連側に渡していたことが明るみになったのである。

ウォーカーの逮捕をきっかけに、ウォーカーに関わっていた KGB のスパイが芋づる式に捕まる大事件に発展した。司法取引に基づく捜査協力によって減刑されたため、ジョン・ウォーカー自身は終身刑、息子で空母ニミッツの乗組員だったマイケル・ウォーカー (Michael Walker) が懲役25年の罪で済んだが、ジョン・ウォーカーの兄で海軍退役少佐のアーサー・ウォーカー (Arthur Walker) が終身刑の3倍、ジョンの海軍時代から旧友で、現役の海軍通信兵ジェリー・ウィットワース (Jerry Whitworth) 上等兵曹には懲役365年の刑がそれぞれ言い渡された (Prados 2014; Cornwell 2014)。この捜査の結果、アメリカ海軍はソ連の原子力潜水艦の音を十分把握しているとの情報が、ウォーカー一家を通じて KGB に漏洩されていたことも明るみになったのである。

米ソ対立が再び激しくなるなかで、ソ連の軍事力増強と西側からソ連への軍事関連技術の流出に対してアメリカ政府が神経質になっていたちょうどその矢先に、東芝機械による大型工作機械の不正輸出が発覚したのであった。

東芝機械事件に対するアメリカ側の批判を増幅させた要因として、当時のベストセラー小説の影響も見逃せない。アメリカの人気作家トム・クランシー (Tom Clancy) のデビュー作『レッド・オクトーバーの追跡 The Hunt for Red October』(邦訳のタイトル『レッド・オクトーバーを追え!』)は、アメリカで1984年に出版され、ベストセラーとなった。その小説の主人公は、最新技術でスクリュー音をほとんど出さないソ連の新型潜水艦「レッド・オクトーバー」(1917年10月のボルシェヴィキ革命に因んでその名が付けられた) の艦長である。その艦長の妻が、共産党幹部の息子である病院医師の手術の不手際にによって死んだのをきっかけに、共産党の腐敗とソ連による自由の抑圧に失望する。そして軍の不当人事で冷遇されていたかつての部下を連れて、最新鋭の潜水艦レッド・オクトーバーごとアメリカに亡命しようと試みるというストーリーである。当然、ソ連軍はそれを阻止すべく潜水艦を出

撃させ、レッド・オクトーバーの破壊命令を出す一方で、アメリカ側もソ連製新型潜水艦の性能の高さに驚き一時は緊急配備に付くが、亡命目的であることが分かるとレッド・オクトーバーの航行を見守った。レッド・オクトーバーはかつての仲間であるソ連潜水艦による魚雷攻撃を受けながらもそれを回避し、アメリカへの亡命に成功するのである（クランシー 1985a and 1985 b）。当時のロナルド・レーガン大統領も、この小説の大ファンだったと言われる（Radchenko 2014: 79）。

1970年代末ごろからソ連潜水艦のスクリュー音が劇的に小さくなつたという情報が、1980年代の半ばにペントAGON関係者のあいだで注目されていた。トム・クランシーの小説でも、ソ連の新型潜水艦のスクリュー音が従来のものに比べて格段に小さくなつたことがストーリーの展開では重要な鍵を握っていた。ソ連潜水艦のスクリュー音の低下という実際の情報が、クランシーの小説によって注目を浴びるようになり、ちょうどその時期に発覚した東芝機械による不正輸出事件とその情報がワシントンの人々の認識の中で結びついてしまう。その批判は東芝機械だけでなく、親会社の東芝、さらには大きな貿易赤字を抱えていた日本に対する批判となって一気に盛り上がってしまうのである。

3. アメリカ政府の働きかけと日本政府の対応

・初期対応の遅れとココム協定の限界

1985年12月、不正輸出に実際に関わった和光貿易の元社員からココム事務局に告発状が届いたことで、東芝機械による不正輸出がココム事務局やアメリカ政府の知るところとなった。ところが、日本政府の初期の対応は決して十分だったとは言えない。ココム事務局からの通報を受けて、外務省が主宰し通商産業省、警察庁、法務省、大蔵省（現、財務省）が加わった関係5省庁の連絡会がつくられ、対応策が検討された。当時の通商産業省は事態をさほど深刻にとらえていなかったし、警察庁は刑事案件として取り扱うこと及び腰であった。通商産業省は、東芝機械と伊藤忠商事から10回にわたり事情聴取を行った後、両社の担当者が不正輸出を否定したのを鵜呑みにして、

和光貿易の元社員の告発こそがデタラメであるとココム事務局に対して報告してしまう（参議院事務局 1987b: 8; Crawford 1992: 268）。

アメリカ側からの指摘を受けて、通商産業省は1986年暮れごろから東芝機械事件について再調査を始めた。87年3月には、国務次官に就任したばかりのエド・デア温ィンスキイ（Ed Derwinski：その後1989年に初代退役軍人長官に就任）がワシントンの日本大使館に電話をかけて、担当公使に対して日本企業が工作機械をソ連が入手したことへの懸念を表明し、それはアメリカやNATOの安全保障ばかりでなく、日本の戦略的利益にも影響を及ぼすとの厳しい認識を伝えた（Radchenko 2014: 81）。ところが、それでも日本政府の対応は消極的で、アメリカ政府はさらに不満を募らせることになる。

1987年4月初めまでに日本政府は、この問題は和光貿易の元社員が不満を持って申し立てたに過ぎず、起訴するのはむずかしいとの認識をアメリカ側に伝えた（Radchenko 2014: 81）。工作機械のソ連への不正輸出をココム事務局に告発した当事者の手記によると、告発を決意するきっかけは、和光貿易社内での昇進人事に告発者自身が不満を抱き退社に至ったためであった（熊谷 1988: 89-94）。傍目からすれば、不満を抱いて退社した人物がその腹いせのために不正輸出をココム事務局に通報したとも解釈することができ、確かにそれでは説得力に欠ける。また、その和光貿易の元社員がKGBによるハニー・トラップに引っかかり、その女性スパイから脅迫された元社員が東京のアメリカ大使館に亡命を求めたという情報もあった（佐々 2013: 104-105）。さらに当時の外国為替及び外国貿易管理法で定められた時効は3年であり、東芝機械による不正輸出の根幹部分が時効を迎えていたため、刑事事件として立件するには限界があった。

そもそもココム合意は一種の“紳士協定”であったため、国内ではココム違反の処罰に対する法的根拠が弱かったという問題もある。紳士協定であるがゆえ、日本政府内で表立ってその内容を議論することができず、ココム規制を担保するのは輸出貿易管理令に付いている「別表」だけであった。東芝機械による不正輸出事件が発覚して日本政府が対応に追われる中、1987年7月28日に開かれた衆議院商工委員会では、ココム規制の効力について質疑が行われた。答弁に立った内閣法制局の部長は、ココム合意が条約や協定で定

められたものではなく、「その申し合わせは国際法上も国内法上も条約としての効力を有するものではない」との認識を示した（衆議院事務局 1987c：13）。

もう1つ、ココム規制についての過去の裁判例も障害となった。1969年の「輸出申請不承認処分取消等請求訴訟事件」に際して、輸出貿易管理令の運用について厳しい判決が下されていたからである。69年に北京・上海で行われる日本工業展覧会に出品するため、日本国際貿易促進協会は19品目の輸出承認申請を行った。これに対して、同年1月13日付で通商産業省はそれらを輸出不承認とする。この措置を不服として同協会側が提訴したのである。69年7月8日に東京地方裁判所で下された判決では、原告の国家賠償請求が却下され、通商産業省側が勝訴する。しかしながら、その判決内容は通商産業省の主張が反映されたものではなかった。

すなわち、判決では「輸出の自由」は憲法が保障する基本的人権を構成するものであり、輸出貿易管理令1条によってその自由が制限されるのは「国民の行なう輸出が純粋かつ直接に国際収支の均衡の維持ならびに外国貿易および国民経済の健全な発展を図るために必要と認められる場合」に限られるとの解釈を示した。そして、今回の輸出不承認は「輸出貿易管理令1条6項の規定により行使しうる裁量権の範囲を逸脱し、違法である」ものの、その責任の所在については「故意または過失はなかった」と判断したのである（「輸出申請不承認処分取消等請求訴訟事件判決」1969）。

この判決は、外国為替及び外国貿易管理法はいわゆる“経済法”、すなわち経済というきわめて流動的なものに対して臨機応変な措置がとれるよう行政府に広い裁量の余地を与えたものであり、経済目的以外の理由で輸出を制限することは同法の趣旨に反する、との見解を明らかにした。この判決があったため、1987年当時、関係当局は同法をココム違反事件に適用するのに躊躇したということは容易に想像できよう。

・ワインバーガー国防長官の不満と来日

日本側の対応の遅さにしびれを切らしたアメリカ側を代表し、キャスパー・ワインバーガー（Casper Weinberger）国防長官が1987年4月中旬に栗

原祐幸防衛庁長官に書簡を送り、前年6月からアメリカ政府が東芝機械による工作機械の不正輸出の問題で通商産業省に対応を求めているが同省はなかなか重い腰を上げようとしない、と日本政府に事態の善処を求めた。書簡が届いた4月中旬は、4月29日から5月5日までの中曾根総理大臣によるワシントン公式訪問を控えた時期であり、栗原防衛庁長官は慌てて通商産業省や国家公安委員会の関係者に連絡した。それを受け、中曾根総理大臣がアメリカに向け出発する前日の4月28日、通商産業省は警察庁に告発した（「東芝機械コム違反摘発、米国防長官が防衛庁長官に書簡で要請」1987）。

ワインバーガー国防長官が日本側の安全保障感覚に疑問を抱いたのは、この東芝機械事件が初めてではない。1982年4月に日米防衛相会談が行われた折、ワインバーガーは当時の伊藤宗一郎防衛庁長官に対して1枚の衛星写真を見せた。その写真には、点検・整備のためにドックに入っているソ連の空母ミンスクが写っていた。そのミンスクが停泊している8万トン級の浮きドックは、石川島播磨重工（現在、IHI）が建設したものであった。ワインバーガーは伊藤防衛庁長官に「この写真が何を意味するか考えてほしい」と伝えたと言われている（Sanger, Haberman, and Lohr 1987）。石川島播磨重工が輸出した民生用の浮きドックがソ連で軍事用に使われ、結果的にソ連の軍事力増強に結びついていたわけである。

そのワインバーガー国防長官は87年6月末に来日するが、国防長官に同行した国防次官補のリチャード・アーミティッジ（Richard Armitage）と国家安全問題担当大統領補佐官のジェイムズ・ケリー（James Kelly）は、6月27日に佐々淳行内閣安全保障室長と面談した。2人は、日本企業のコム違反の問題について、ワインバーガー長官も含めてアメリカ側が深刻にとらえていることを同室長に伝えた。その情報は安全保障室長から、後藤田正晴官房長官や中曾根康弘総理大臣にも報告された（佐々 2013：108–9）。

国防長官に同行した2人の高官が指摘した通り、ワインバーガーはその2日後に官邸で行われた中曾根総理大臣との会談の席で、東芝機械による不正輸出問題を取り上げた。その不正輸出によってソ連が得た潜水艦能力の改善の深刻さと西側が被った安全保障上の損失をワインバーガー国防長官が強調したのみならず、アメリカ連邦議会は日本に制裁を加えるための立法活動を

行うであろうという懸念を中曾根総理大臣に伝えた (Weinberger 1988: 241-42)。併せて、日本が単独開発を目指していた次期支援戦闘機 (FSX) 開発計画に触れ、日本側にアメリカとの共同開発など「技術や運用上の検討に日本側が配慮するよう暗に求めた」と報じられた (〔FSX 協議、政治収拾へ一步 ワ米国防長官、暗に配慮要求」1987)。日本側は、ソ連潜水艦への対処能力を向上させるために共同で協力することに同意した。

・通商産業大臣のワシントン訪問

ようやく事の重大さを理解した中曾根政権は、1987年7月になって慌てて対応を始めた。アメリカ議会は8月初めから9月の第一月曜日であるレイバーデイ (Labor Day) まで夏期休会 (summer recess) となるため、夏期休会前の7月後半には重要法案の審議がピークを迎える。その議会の夏期休会前にアメリカ側に働きかけるため、7月6日に第109臨時国会が召集された直後にもかかわらず、7月14日から17日にかけて田村元通商産業大臣が急遽ワシントンを訪問した。

それまで通商産業省の見解を代弁する形でアメリカの圧力に不満を示していた田村通商産業大臣は、この訪米によって大きく立場を変えることになる。ワシントンで田村大臣は、レーガン政権の関係閣僚や上下両院の議員と面談し、「東芝機械事件が西側陣営の安全保障に対して重大な懸念を生じかねない」という日本政府としての遺憾の意を表明するとともに、その再発防止策について説明した。通商産業大臣が面談したのは、ワインバーガー国防長官、マルコム・ボルドリジ (Malcolm Baldrige) 商務長官、ジョージ・シュルツ (George Shultz) 国務長官、クレイトン・ヤイター (Clayton Yeutter) アメリカ通商代表、そして議会側では東芝制裁法案に熱心に取り組んでいたジャック・ガーン上院議員 (Jack Garn: 共和党、ユタ州選出) やダンカン・ハンター下院議員 (Duncan Lee Hunter: 共和党、カリフォルニア州選出) などである。下院の軍事委員会 (Armed Services Committee) では議員たちから厳しい質問が浴びせられ、田村通商産業大臣は「査問委員会に呼び出されたような感じ」であった、とアメリカから帰国直後の国会で答弁している (参議院事務局 1987a: 10)。

当時、ワインバーガーを筆頭に国防省が日本に厳しく圧力をかけた背景については、さまざまな憶測が流れた。例えば、国防予算がひっ迫する中、国防省が潜水艦建造への予算を増やすことについて議会の支持を取り付けることを狙っており、そのための議会に対するアピールの1つであるという見方や、日本がハイテク分野においてアメリカを凌駕する勢いであるためそれに対する反撃であるというもの、東芝への攻撃は日本の巨額な対米貿易黒字への批判としての“ジャパン・バッシング Japan bashing”（日本たたき）の1つである、などである (Jameson 1987)。半導体の問題については、1986年9月に①第三国で日本がダンピングを行わない、②日本の半導体市場へのアメリカ製品のアクセスを改善する、などを柱とする「日米半導体貿易協定 the Japan-United States Semiconductor Trade Agreement.」が締結されていた。その合意内容に進歩がないとの理由で、レーガン大統領は87年3月27日に制裁措置を発表し、日本から輸入するコンピュータ、カラーテレビ、電動工具に対し総額3億ドルに及ぶ100%の報復関税を課すとの発表を行った (“Statement on the Japan-United States Semiconductor Trade Agreement.” 1987)。

また、ハイテク分野についても安全保障の観点から、アメリカ政府が神経をとがらせていた時期でもあった。当時、経営難に陥っていたアメリカの半導体メーカー「フェアチャイルド・セミコンダクター Fairchild Semiconductor」社を日本の富士通が買収しようと試みるが、87年3月にワインバーガー国防長官、ボルドリジ商務長官、CIAらが反対して、買収は不成立に終わった。当時フェアチャイルド・セミコンダクター社は米軍が使っているコンピュータ集積回路を生産しており、アメリカの安全保障上の懸念があるというが反対した理由であった。加えて、日本の半導体市場の開放をめぐって日本側との交渉を担当していた商務省が、その協議がうまくいっていないことに不満を抱いていたことも背景にあるとも報じられた (Sanger 1987a)。

後述するように、1987年6月から7月にかけて連邦議会では東芝への制裁条項を含む包括貿易法案が議論されるが、田村通商産業大臣が7月半ばに帰国した後も、日本政府はさまざまな働きかけを行った。包括貿易法案が内包する問題点を資料にまとめ、ワシントンの日本大使館が連邦議会の関係者に

送付した。また包括貿易法案に反対する立場をとるレーガン政権を支援するために、ココム違反の再発防止策を策定することに加え、当時日米間で懸案となっていた関西新空港建設工事への入札に対してアメリカの建設会社の参加を認めるよう変更したり、市場分野別協議などの個別案件で着実な成果をあげることを目指すなどの方針を決定した（「政府、包括貿易法案阻止へ米議員に文書：個別具体策を用意」1987）。

・外為法改正をめぐる国会での論議

1987年4月末に事件が発覚して以後、国会審議では野党議員が、東芝機械事件とソ連潜水艦のスクリュー音の因果関係について疑問を呈した。ソ連潜水艦のスクリュー音が低下し始めた時期が、東芝機械が工作機械を不正輸出する前の1970年代末だったからである。

87年7月16日、当時国防省の日本部長をしていたジム・アワー（Jim Auer）は『読売新聞』のインタビューに応じ、東芝機械の不正輸出とソ連潜水艦のスクリュー音の低下の因果関係について説明した。それによると、1970年代からソ連は潜水艦のスクリュー音の低下のためにさまざまな措置をとってきたが、「“東芝スクリュー”は、低騒音化のためのいくつかのファクターのひとつだが、重要なファクターである」と述べた。そしてソ連潜水艦のスクリュー音が「70年代後半から『比較的』静かになったが、東芝機械事件をきっかけに『非常に』静かになった」とも述べ、両者に因果関係があることを明らかにした。また「経済、技術面から言えば、超大国に成長した日本は、一層高い『行動規範』が要求される」と日本政府や日本企業の姿勢を批判した。さらに大企業の東芝がなぜ「ソ連に不正輸出をしてまで金もうけをしなければならないのか」と、批判の矛先を東芝にも向けたのである（「東芝機械事件：新たな波紋」1987）。

東芝機械事件とソ連潜水艦のスクリュー音の低下との因果関係については、中曾根政権内でも通商産業大臣と外務大臣の国会答弁に食い違いが表面化する。87年7月14日の衆議院予算委員会で、田村元通商産業大臣が「東芝機械の機器がすべて諸悪の根源かということになりますと、…その証拠というものは明確でない」（衆議院事務局 1987a：23）と答えたのに対し、倉成正外

務大臣は「本件機械の性能、使用目的及びその他の情報から総合的に判断すれば、両者の間に一定の因果関係は有するないし存在し得ると考えておる次第でございます」(衆議院事務局 1987a : 28)と因果関係を認める発言をした。閣内の見解の食い違いは、法案審議で野党に絶好の攻撃の機会を与え、審議日程が大きく影響を受ける危険がある。7月16日の衆議院予算委員会で中曾根総理大臣が、「因果関係があるのではなく、「因果関係については濃厚な嫌疑がある」(衆議院事務局 1987b : 16)という政府としての統一見解を明らかにして決着がつき、大事には至らなかった。

東芝機械事件のようなココム規制に違反する不正輸出の再発を防ぐために、「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案」が87年7月31日に閣議決定され、国会に提出された。同法案の審議は、税制改革をめぐる与野党対立に巻き込まれて若干遅れるが、お盆休み明けの8月20日に衆議院本会議で同法案の趣旨説明と各党の代表質問とともに、審議が開始されることになった。田村通商産業大臣は衆議院本会議での法案の趣旨説明でつぎのように述べ、今回の改正案は東芝機械のココム違反事件を受けて、同様の事件が再発しないよう防止するためであることを明らかにした。

「今回の東芝機械の外国為替及び外国貿易管理法に違反した不正輸出事件は、我が国を含む西側自由主義陣営の安全保障に重大な影響を及ぼすおそれのあるものであり、極めて深刻な問題であります。これにより、我が国の国際的信用が著しく損なわれたことは、まことに残念と言うほかありません。<中略>

このような状況のもと、我が国といたしましては、今回の事件の重大性を深く認識し、このような事件の再発防止のため、あらゆる角度から対策を講ずることが必要であります。この一環として、国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる違法な貨物の輸出及び技術の提供に係る罰則及び制裁の強化等の措置を講ずる必要があると考えられます。」(「官報号外 昭和62年8月20日」1987 : 213)

国会に提出された「外国為替及び外国貿易管理法改正案」の主な柱は、①

国際的平和及び安全の維持に関する特定技術の提供等の役務取引については、通商産業大臣の許可を受けなければならないことを一層明確化する、②通商産業大臣は、違反した者等に対して3年以下の取引・輸出禁止を課すことができる、③必要な場合、主務官庁の職員が取引を行う者の工場にも立ち入ることができる、④通商産業大臣は必要な場合には、外務大臣に意見を求めることができ、また外務大臣も通商産業大臣に意見を述べることができ、⑤違反した場合は5年以下の懲役、または200万円以下もしくは目的物の価格の5倍以下の罰金を課すことができる、⑥時効期間をそれまでの3年から5年に延長する、などである。この改正によって、本来“経済法”であった外国為替及び外国貿易管理法に対して、安全保障の観点に基づいた規定が加えられ、罰則が強化されると同時に、コム規制に抵触しそうな貿易許可について、“必要な場合には”外務大臣（外務省）も関わることができるようになった。

同改正案は、衆議院本会議での代表質問と質疑が行われた後に、商工委員会に付託された。同委員会では2日間にわたり審議が行われた後、8月26日には委員会で可決された。翌27日に衆議院本会議で賛成多数で可決されると、参議院に送付された。参議院での審議も素早く、8月28日には審議が始まり、参議院商工委員会での審議・採択を経て、9月4日には参議院本会議で可決されて成立した。

4. 東芝制裁をめぐるアメリカ議会の動き

・下院における「1987年包括通商・競争力法案」の審議

1986年11月に行われたアメリカ中間選挙の結果を受けて、第100議会の第1会期(1st session)は、1987年1月3日に始まった。会期開始直後の1月6日に、下院に「1987年包括通商・競争力法案(H.R. 3)」が提出された。法案を提出したのは、当時下院民主党幹事会の委員長(Democratic Caucus Chair)を務めていたリチャード・ゲッパート(Richard Andrew Gephardt: ミズーリ州選出)。この党幹事会委員長というポストは、院内総務(Majority/Minority Leader)、院内幹事(Whip)につぐ、議会内民主党の要職である。

ゲッパート議員は当時から大物議員として注目されていたが、その後1989年から2003年まで民主党下院院内総務を務めるとともに、1988年と2004年の2度にわたり、民主党の大統領候補として名乗りを上げて予備選挙に出馬している。

ゲッパート下院議員は、対日貿易赤字を批判する対日強硬派として当時知られ、「1987年包括通商・競争力法案（H.R. 3）」にはアメリカの国際競争力を回復し、貿易赤字を減らすための措置が数多く含まれており、それらは主に日本を標的にしていた。とくに注目を浴びたのが「アメリカとの貿易黒字を抱えている国が黒字額を毎年10パーセント減らさない場合には、その国に對して報復措置をとることを大統領に求める」という条項、いわゆる「ゲッパート条項」である。

アメリカ議会では、重要な法案に対してさまざまな決議案や修正案が加えられる「相乗り rider」という戦術がある。これは法案に反対する議員の譲歩を引き出すため、その議員が主張する内容を法案に盛り込むことを認めるという議会内の指導者が多数派工作を行なう際の戦術の1つであるが、その結果、ときには法案の内容とはまったく関係ない決議が“相乗り”として加わることもある。当初、「1987年包括通商・競争力法案（H.R. 3）」は国際競争力維持のための為替レート調整や職業教育・訓練、輸出促進などを求める9本の法案を1本にまとめたものであった。ところが法案の共同提案者の数はその後どんどん膨らんで下院議員の半数に近い206人までに達し、また同法案に相乗りする法案の数も増え、88年3月に下院本会議で採決されるときには46本の法案を数える、文字通り“包括的な”法案となった（“H.R.3-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987, 100th Congress.”）。

「1987年包括通商・競争力法案（H.R. 3）」は1月6日に提出されるとすぐに、農業委員会（Agriculture Committee）、銀行・金融・都市問題委員会（Banking, Finance and Urban Affairs Committee）、教育・労働委員会（Education and Labor Committee）、歳入委員会（Ways and Means Committee）、エネルギー・商務委員会（Energy and Commerce Committee）、外務委員会（Foreign Affairs Committee）へと付託された。それぞれの委員会の関連する小委員会で審議が行われた後、87年4月初めまでに付託されたすべての委員会で可決された。

そして下院の本会議場ですべての下院議員が参加して行われる全員委員会(Whole Committee)で審議が行われ、そこで13本の修正案が提出されて、うち9本が可決されて法案に加えられた。4月30日の本会議で「1987年包括通商・競争力法案(H.R. 3)」は賛成290、反対137で可決されると、上院に送られた。

東芝機械事件が日本で発覚したのは、まさにこのタイミングであった。

・東芝制裁法案をめぐる連邦下院の動き

日本での捜査開始で東芝機械のココム違反の問題が公になった直後から、連邦議会では東芝を批判する動きが表面化した。東芝機械本社の家宅捜査が行われた日と同じ1987年4月30日（アメリカ東海岸時間）には、ダンカン・ハンター下院議員を提案者に、5人の共和党議員を共同提案者として「1987年技術移転実施法 “Technology Transfer Enforcement Act of 1987.”(H.R. 2241)」が下院に提出された。同法では、国防長官が東芝機械、あるいはコングレスペルグ兵器製造との契約・下請け契約を行うことを禁止したのに加え、東芝が製造した製品をアメリカ国内に輸入することも禁止する内容が盛り込まれた。その後、共同提案に名を連ねる下院議員の数は増え続け、同年7月14日までにその数は60人に上った(“H.R. 2241-Technology Transfer Enforcement Act of 1987.”)。

アメリカ議会では、1つの法案が関連する複数の委員会や小委員会に付託されて、同時に審議されることはあるが、決して珍しくはない。「1987年包括通商・競争力法案(H.R. 3)」の審議すでに見たとおり、対象が多岐にわたる包括的な重要法案であればあるほど、付託される委員会・小委員会の数は増えていくことになる。下院に提出された「1987年技術移転実施法(H.R. 2241)」は、外務委員会の国際経済政策貿易小委員会(Subcommittee on International Economic Policy and Trade)と歳入委員会の貿易小委員会(Subcommittee on Trade)の2つに付託された。後述するように、歳入委員会貿易小委員会では、同法案についての公聴会が7月14日に開催され、専門家の証言と質疑が交わされた。

ハンター下院議員は加えて87年6月16日に、「1988-89会計年度対外関係

権限法案 “Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Years 1988 and 1989.” (H.R. 1777) に対する修正案を提出した。その「下院修正案235号 (H. Amdt. 235 to H.R. 1777)」は、国務省に対して、東芝機械についての日本政府の捜査状況やコングスベルグ兵器製造に対するノルウェー政府の捜査状況、さらに日本政府とノルウェー政府の再発防止対策に関する報告書を提出するよう求めたのである。

このように議会が関係省庁に対して報告を義務づける意味は決して小さくない。その報告が議会に提出されるとメディアでも大きく取り上げられるし、議会がその報告書の内容によっては、新たな制裁条項の議論にもつながる。同修正案は、下院の全員委員会において、415対1の圧倒的多数で可決された (“H. Amdt. 235 to H.R. 1777, 100th Congress.”)。同法のような予算の執行に不可欠な法案は予算関連法案ともよばれ、それが成立しなければ行政が滞るため、成立する公算は極めて高い。その予算関連法案に東芝制裁に関連する修正が加えられたことで、この制裁条項が成立する現実味が大きく増した。

東芝へ厳しい制裁を加えるよう主張するハンター議員の行動は、そればかりではなかった。87年6月18日に「アメリカの安全保障を脅かした企業から、連邦政府が物品を調達することを禁止する法案 “A bill to prohibit procurement by the Federal Government from firms that have jeopardized the national security of the United States.” (H.R. 2731)」を提出した。同法案は、下院の外務委員会、政府活動委員会、外務委員会国際経済政策・貿易問題小委員会、政府活動委員会立法・安全保障小委員会に付託された (“H.R. 2731-Procurement and National Security Act of 1987.”)。ハンター議員は“東芝”的不正輸出によってソ連のスクリューが改善されたことで、アメリカが被った損害は130億ドルに上ると厳しく批判した (quoted in “State Department opposes Toshiba sanctions.” 1987)。

極めつけは、ハンター議員などが行ったパフォーマンスである。ドナルド・リタア (Donald Ritter: 共和党、ペンシルヴァニア州選出)、ヘレン・ベントレイ (Helen Bentley: 共和党、メリーランド州選出)、エルトン・ギャレグリイ (Elton Gallegly: 共和党、カリフォルニア州選出) ら「アメリカ保

守同盟 American Conservative Union」に属する共和党保守派の議員らとともに、東芝批判の一大デモンストレーションを行った。連邦議事堂東側正面前の芝生に大型の金属製の蓋付きゴミ箱 (trash bin) を据え、その蓋の上に当時アメリカでも人気があった東芝製ラジオ付きカセットレコーダーを置き、鉄製の大型ハンマー (スレッジハンマー) でそれを叩き潰したのである (“Take That, Toshiba.” 1987)。その映像は CNN などのテレビニュースでアメリカでも繰り返し放映され、また日本においても “ジャパン・バッシング” の象徴として何度もその映像が流された。

東芝にとって最も厳しい制裁法案は、チャールズ・ウィルソン (Charles Wilson: 民主党、テキサス州選出) が60名の共同提案者とともに提案した「5年間にわたり、東芝とコングスベルグ兵器製造、およびその子会社が製造したいかなる製品を持ち込んだり引き上げたりすることを禁止する法案 “A bill to prohibit, for a 5-year period, any goods produced by the Toshiba Corporation of Japan, the Kongsberg Vappenfabrik Company of Norway, or their subsidiaries, from entering, or being withdrawn from warehouse for consumption, into the customs territory of the United States.” (H.R. 2698)」であった。これが成立すれば、東芝製品は5年間アメリカにまったく輸出できなくなる。同法案は87年6月16日に下院に提案されると、同日、歳入委員会に付託され、さらに6月22日には同委員会の貿易小委員会に付託された。貿易小委員会では同法案についての公聴会が7月14日に開催された。

また、ジョン・ロウランド (John G. Rowland: コネチカット州選出、共和党) は、87年8月3日に「1987年調達責任法 “Procurement Responsibility Act of 1987.” (H.R. 3079)」を提案し、その中に国防長官が東芝とコングスベルグ兵器製造との契約を行うことを禁止する規定を盛り込んだ。提出と同時に軍事委員会に付託され、8月7日にはこの法案に対する行政側からのコメントを国防省に対して求め、さらに軍事委員会の調達・軍の核システム小委員会 (Subcommittee on Procurement and Military Nuclear Systems) に付託されたが、それ以上の実質的な審議は行われなかった。

子会社である東芝機械の不正輸出によって、親会社の東芝はすぐに大きな直接的損失を被ることになる。1987年当時、国防省はラップトップ (lap top)

型とよばれたポータブル・コンピュータ9万台を発注する予定で、東芝はその発注先の最有力候補と見られていた。ところが、東芝機械による不正輸出事件発覚後、国防省は親会社である東芝との新規発注をすべて取り止める方針で臨んだ。この方針によって、ポータブル・コンピュータ9万台の契約先是、イリノイ州に本社があるゼニス・エレクトロニック (Zenith Electronics Corp.) 社となった。その総額は1億450万ドル（契約時の為替レートで約213億円）であった（“Toshiba Loses in Pentagon Laptop Bidding” 1987）。

すでに述べた「1988-89会計年度対外関係権限法 (H.R. 1777)」は、東芝機械やコングスベルグ兵器製造への捜査状況、日本政府とノルウェー政府の対策に関する報告を国務省に義務づけるという「下院修正案235号 (H. Amdt. 235 to H.R. 1777)」が加えられた後、87年6月23日に下院本会議で採決され、賛成303、反対111で可決された。アメリカ議会では通常、1つの法案を上下両院で順番に議論するのではなく、上院、下院で同種の法案が別々に平行して審議され、それが可決された後に両院協議会での協議を通じて一本化される。対外関係法の上院版である「1988-89会計年度対外関係権限法 (S. 1394)」は上院での審議後に、10月9日に可決された。下院版と上院版を調整するために両院協議会が開かれ、「1988-89会計年度対外関係権限法 (H.R. 1777)」へと一本化され、同法案は12月15日に下院本会議で再可採決された。さらに、大統領の署名を経て、12月22日に法律 (Public Law No: 100-204) となった。

・上院の動きと上院版「包括通商・競争力法案」

一方上院も、東芝機械の親会社・東芝に対して厳しい対応をみせた。1987年6月24日に多数党（民主党）の院内総務であるロバート・バート (Robert Byrd: ウエスト・ヴァージニア州選出) は、下院の「包括通商・競争力法案 (H.R. 3)」とほぼ同じ内容の法案「1987年包括通商・競争力法案 “Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987.” (S. 1420)」を上院に提出した。その法案に対して、6月30日にリチャード・シェルビイ上院議員 (Richard C. Shelby: 民主党⁽⁴⁾、アラバマ州選出) が東芝とコングスベルグ兵器製造の製品の輸入を禁止する修正案「上院修正案355号」を提出し、同修正案は発声投票によっ

て可決され、法案に盛り込まれた("S. Amdt. 355 to S. 1420, 100th Congress.")。1987年包括通商・競争力法案 (S. 1420) に対してはその後も修正が加えられ、7月21日に同法の下院版である「1987年包括通商・競争力法案 “Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987.” (H.R. 3)」に統合する議決が、賛成71、反対27で可決された("S. 1420-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987, 100th Congress").。

また87年6月30日には、ジャック・ガーン議員を筆頭に上院の最有力委員会の1つである銀行、住宅、都市問題委員会 (Banking, Housing, and Urban Affairs Committee) のメンバーを中心とする超党派の上院議員10名が、1987年包括通商・競争力法案に対して「1979年輸出管理法と1985年輸出管理法を修正する『上院修正案359号』“The Export Administration Act of 1979 and the Export Administration Amendments Act of 1985.” (S. Amdt. 359 to S. 1420.)」を提案した。この修正案は、東芝製品のアメリカへの輸入を2年から5年にわたって禁止するというひじょうに厳しい内容であった。ところが、採決される際に「東芝とコングスペルグの製品を恒久的に禁止すべきである」と考えるシェルビイ議員が、それでは不十分であるとの理由でその修正案を棚上げにする動きに出た。結局シェルビイ議員の動議が賛成19、反対78で否決された後、ガーン修正案は賛成92、反対5で可決された("S. Amdt. 359 to S. 1420, 100th Congress."); Auerbach 1987b)。

さらに東芝制裁強硬派のシェルビイ議員は、87年9月11日に、「東芝が製造・組み立てを行った製品を軍の売店で販売する目的で国防省が発注することを禁止する法案 “A bill to prohibit the Department of Defense from purchasing any product manufactured or assembled by Toshiba America, Incorporated, or Toshiba Corporation for the purpose of resale of such product in a military exchange store.” (S. 1677)」を提出し、軍関係の売店からの東芝製品の締め出しを図った。9月14日に上院軍事委員会が、この法案に対する行政側のコメントを国防省に対して求めるが、それ以上の審議は行われなかった("S. 1677-A bill to prohibit the Department of Defense from purchasing any product manufactured or assembled by Toshiba America, Incorporated, or Toshiba Corporation, 100th Congress.")。

5. 東芝の対応と包括通商・競争力法の成立

東芝機械のココム違反事件によって、アメリカではこのように親会社の東芝までもが批判の矢面に立たされた。当時、親会社と子会社の関係についての認識が日米間でずれており、アメリカ側からすれば、当時は東芝が株式の過半数を握っている以上、東芝機械は東芝の一部という認識であった。しかしながら、制裁の対象とされたのは、東芝機械とコングスベルグ兵器製造という不正輸出に直接関わった企業の組み合わせではなく、東芝とコングスベルグ兵器製造を同等に扱った。東芝機械の問題でハンター議員らが東芝機械の製品ではなく、東芝製ラジオ付きカセットレコーダーを見せしめに破壊したことが示すように、Toshiba Machine（東芝機械）と Toshiba（東芝）が議員のあいだでどれほどはっきり区別されていたかどうか、あるいは東芝を意図的にターゲットとしたのではないか、という疑問は大いに残る。加えて、東芝製品をたたき割る映像がテレビで何度も流されたことで、アメリカの一般の有権者が Toshiba Machine と Toshiba を結びつけてイメージすることになったとも考えられよう⁽⁵⁾。東芝機械と東芝の関連性、とりわけ東芝機械の不正輸出に東芝が直接関わったかどうかは、その後の東芝制裁法案の審議において焦点の1つになった。

・東芝の対応: 大物ロビイストとの契約と東芝アメリカの動き

1986年当時における東芝のアメリカでの売上高は26億ドル（当時のレートで約3千9百億円）で、東芝の全売上高220億ドルの12%近くを占めていた（Bertsch & Elliott-Gower, eds. 1991: 269）。もしアメリカ市場からすべての東芝製品が2年間、あるいは5年間締め出されことになれば、東芝にとって死活問題であった。ガーン議員が提出した「上院修正案359号（S. Amdt. 359 to S. 1420.）」が議会上院で可決された数時間後の87年7月1日（日本時間）に、東芝の会長と社長が引責辞任した。さらに7月3日に東芝は、遺憾の意と謝罪を表す手紙を上下両院議員に送った（Chira 1987a）。

これに加えて東芝は、議会で東芝制裁法案が成立することを阻止するため

に、大物ロビイストをつぎつぎと雇って攻勢に出た。まず、ニューヨークに本拠を置く弁護士事務所「マッジ＝ローズ＝ガスリー＝フェルドン＆アレキサンダー The Mudge Rose Guthrie Ferdon & Alexander⁽⁶⁾」と契約した。マッジ＝ローズ＝ガスリー＝フェルドン＆アレキサンダー弁護士事務所のワシントン・オフィスで貿易問題を担当していたデイヴィッド・ホウリハン (David P. Houlihan) は、さらにワシントンの弁護士・ロビイスト事務所「ディクステイン＝シャピロ＆モーリン The Dickstein, Shapiro & Morin⁽⁷⁾」に所属していたレオナード・ガーメント (Leonard Garment)、ジェームス・ジョーンズ (James R. "Jim" Jones)、バートン・ワイズ (Burton Wides)、そして「アンダーソン＝ハイビイ＝ノウヘイム＆ブレア Anderson, Hibey, Nauheim & Blair」法律事務所のスタントン・アンダーソン (Stanton Anderson) とも契約した (Auerbach 1988)。

ワシントンでは行政府や議会を引退した後、弁護士事務所に所属してかつての人脈を活かしてロビイストとして活躍する例が多く見られる。レオナード・ガーメントは、第37代大統領のリチャード・ニクソン (Richard Nixon) や第38代大統領のジェラルド・フォード (Gerald Ford) の法律顧問を務めた。1974年から77年まで国連人権委員会のアメリカ代表を務めた後、東芝やイタリアの自動車メーカー「フィアット Fiat」などの法律顧問に就いた ("Richard Garment.")。ジェームス・ジョーンズは、第36代大統領のリンדון・ジョンソン (Lindon Johnson) の首席補佐官を務めた後、1973年から86年まで下院議員（民主党、オクラホマ州選出）を務め、さらには93年にはメキシコ大使にも任命された。1975年から86年に引退するまでは歳入委員会に所属しており、それから半年ほどして東芝とロビイストの契約をしたことになる ("Ambassador James R. Jones.")。またスタントン・アンダーソンは、ニクソン政権で国務次官（議会担当）を務め、1980年の大統領選挙ではレーガンの選挙参謀も務めた ("Stanton Anderson.")。これら大物ロビイストとの契約は破格であり、ジョーンズとガーメントの1時間当たりの報酬が500ドルであるとも報じられた (Pat 1990: 8)。

当時、東芝の現地法人「東芝アメリカ Toshiba America」は、カリフォルニア州アーヴィングにポータブル (Lap-top) 型パソコンの製造工場、テネ

シーコーポレーションにテレビと電子レンジの製造工場、ニューヨーク州にテレビ用プラウン管の製造工場、サウス・ダコタ州にコピー機部品の製造工場、オクラホマ州に電子制御装置の生産工場などを持ち、全米で従業員6千人を抱えていた。また東芝製部品を自社製品に組み込んだり、輸入した東芝製品を販売する会社の従業員も別に数千人いた。東芝に雇われたロビイストは、東芝はアメリカ国内で7万人から10万人の雇用に影響を与えると強調し、「もし東芝を罰するならば、アメリカ人労働者に実害をもたらす」とのロビイストの説得は徐々に効果を上げていった(Rasky 1987b)。東芝制裁に熱心だったガーン上院議員のもとには、日本の官僚、国会議員、東芝の社員、アメリカ法人の東芝アメリカのスタッフ、レーガン政権の官僚、そして東芝製品を販売するアメリカの業者がつぎつぎと押しかけてきて、もし制裁法案が可決されれば「10万人の雇用を失う」とガーンに訴えたという(Auerbach 1988)。

東芝は新聞への意見広告を通じて、アメリカ世論にも訴えた。87年7月21日までに、アメリカの91以上の新聞に対してつぎのような意見広告を掲載し、東芝と東芝機械の違いをアピールした(Miller 1987)。

「東芝は、われわれの50あまりの子会社の1つ、東芝機械が最近行ったことに対し、アメリカ国民と行政府、連邦議会が抱いている動搖と怒りを共有する。」

周知の通り、アメリカでは国土が広大でかつ各州の独自性が強いため、日本のような全国紙はほとんどない。全国紙と言えるのは『ウォール・ストリート・ジャーナル The Wall Street Journal』と『U.S.A. トゥデイ The U.S.A. Today』の2紙程度である。『ニューヨーク・タイムズ』紙も『ワシントン・ポスト』紙も基本的には地方紙であり、州や大都市単位で地方紙がある。業界紙や雑誌を加えて、その意見広告のために東芝が負担したのは100万ドル(当時のレートで約1億5千万円)とも報じられた(「東芝、全米の100万ドル謝罪広告、現地部隊は一安心」1987)。

東芝制裁法案が議会に相ついで提案される様子を見て、自らの会社の危機を感じた東芝の現地法人「東芝アメリカ」の従業員たちは、東芝アメリカの

存続をかけて行動に出た。南部12州を担当する東芝アメリカのダラス支店の従業員とその関係者約200人が、自分の選挙区から選ばれた連邦議員に対して直接手紙を書き始めたのである。議員に送られた手紙の数は2万5千通にものぼった（桑島 2014a および 2014b）。

東芝を支援する声は地方からも上がった。87年8月半ばにテネシー州のネッド・マックワーター（Ned McWherter）知事は、「東芝への制裁がテネシー州内の多くの雇用に影響を与える」との内容の書簡を同州選出の連邦議員に送った（Rasky 1987b）。テネシー州には東芝以外にも多くの日本企業が進出しており、87年当時、同州には47の日系工場があり、1万人ほどの従業員が働いていたのである。

同時に、日本とテネシー州との草の根交流も進んでいた。日本企業の進出に伴って、1980年代初めからテネシー大学では日本の理解を深めるプログラムが実施されていたのに加え、86年には民間企業を集めた交流団体「日本テネシー協会 Japan-Tennessee Society」が設立されていた（Pat 1990: 138-139）。このような草の根交流によって培われてきた日本と同州との関係が、州知事などの東芝支援の動きにつながったといえる。

加えて注目すべきは、アメリカ国内の業界や企業のいくつかも、東芝制裁条項に反対する意見を表明したことである。87年7月14日に歳入委員会貿易小委員会では「1987年技術移転施行法（H.R. 2241）」についての公聴会が開催され、専門家による証言が行われた。その公聴会に参加した1人で「コンピュータ・ビジネス機器製造協会 The Computer and Business Equipment Manufacturers Association」と「コンピュータ通信産業協会 The Computer and Communications Industry Association」を代表して証言を行った弁護士は、「東芝製品の輸入禁止措置がとられた場合、アメリカの情報技術産業に深刻な経済的打撃を与える」として、東芝への制裁に反対する意見を表明した（quoted in Chandler 1987）。アメリカの安全保障という最優先の国益が侵害されたという問題と、アメリカの最先端である情報技術産業の利益が対立した形になった。

テクトロニクス（Tektronix）、アップル・コンピュータ、サン・マイクロシステム（Sun Microsystems：2010年にオラクル Oracle に吸収）、AT&T

(American Telephone & Telegraph) など、1980年代後半当時のアメリカのコンピュータ製造や通信事業を代表する企業も、東芝制裁法案に反対する立場を表明した。1987年当時において、コンピュータに使われる半導体部品の品質や性能は、東芝製品がアメリカ製のそれを圧倒していた。東芝の半導体が入手できなくなれば、これらの企業は大きな影響を受けてしまう。これらのアメリカ企業は、東芝制裁法案を阻止するために「特別対策チーム“スワット SWAT”」を作り、熱心にロビイ活動を行った (Choat 1990: 8; Rosenblatt 1988)。

・東芝制裁への潮目の変化

東芝制裁条項を盛り込んだ「1987年包括通商・競争力法案 (S. 1420)」を下院版「1987年包括通商・競争力法案 (H.R. 3)」に統合する決議を、上院は87年7月21日に可決した。それを受け、法案を一本化するための両院協議が87年10月21日に始まった。この時期に、東芝制裁法案を阻止する側にとつては追い風となる事件が発生した。

1987年10月19日に史上最悪の株価大暴落、いわゆる「ブラック・マンデイ Black Monday」が起こった。それを受け10月27日に上院の38人の共和党議員が連名でレーガン大統領に書簡を出し、「1987年包括通商・競争力法案」に盛り込まれているいくつかの条項には自由貿易を阻害するものが含まれており、ブラック・マンデイの株価の暴落に鑑みて、アメリカに有害な結果をもたらすような保護主義法案の成立には反対することを表明した。上院議員の3分の1を超える38人という数は、大統領の拒否権を考えると極めて重要である。同法案が成立した後に大統領が拒否権を行使した場合、それを覆すのに必要な票数である上院の3分の2には届かないことを意味するからである（「米上院与党38議員、『貿易法案』に反対」1987）。

また、87年11月5日にレーガン大統領は、半導体協定の実効性への不満から同年3月に日本製品に課すと発表し実施していた経済制裁の一部を解除する、と発表した。その解除された対象には、18インチと19インチのカラーテレビ（86年実績で3850万ドル分）、16ビットのマクロプロセッサー搭載のデスクトップ型コンピュータ（同、1900万ドル分）、多機能動力研磨機（同、1710

万ドル)、回転ドリル(同、980万ドル)が含まれていた(Farnsworth 1987)。

制裁の一部解除が発表されたのと同じ11月5日には、レーガン大統領はワインバーガー国防長官が辞任するとの発表を行った。ワインバーガーはレーガンがカリフォルニア州知事をしていたときからの側近であり、81年にレーガン政権の成立と同時に国防長官に任命され7年目を迎えていた。87年秋、ミハエル・ゴルバチョフ(Mikhail Gorbachev)ソ連共産党書記長のワシントン訪問と中距離核ミサイル(INF)全廃条約の調印を翌月に控える中で、国防費の大幅削減が政権内で議論されていた。国防長官辞任の背景には、レーガン大統領が主導するINF全廃条約にも、国防費の削減にも、ワインバーガーが反対だったことがあるとも報じられた("Defense Secretary Caspar Weinberger announced." 1987)。結果的に、東芝批判の大物が1人、政権を去った。

すでに述べたように、ワインバーガーは、東芝機械事件について日本に対して厳しい姿勢をとり続けていた。国防省が8月に9万台のポータブル・コンピュータを東芝へ発注することを中止させる際に、主導的役割を演じていたのもワインバーガーであった("Toshiba Loses in Pentagon Laptop Bidding." 1987)。

包括通商・競争力法案をめぐる両院協議会での話し合いは、87年11月19日以降は一旦中断するが、年をまたいで第100議会の第2会期に入った88年2月に再開された。議会が法制化しようとしている東芝制裁条項は、大統領がもっている安全保障に関する権限に対して制限を加えることになるとの理由で、レーガン大統領は反対の立場であった。制裁条項を阻止しようと、法案の採決が近づくと、レーガン政権の幹部は議会への働きかけを行った。

1988年春までには、日本に対するアメリカ政府の認識は大きく変わった。当時、国防次官補代理として輸出管理担当の責任者を務めていたスティーブン・ブリエン(Stephen D. Bryen)は、『ニューヨーク・タイムズ』紙の取材に対してつぎのように答えた。

「個人的には東芝事件は、西側防衛へ与えた影響の大きさゆえに単独の技術不正移転としては史上最悪のものであった。<中略>しかし事件発覚以

降、日本から東側への技術流出は完全に止まり、日本は全面的に協力する姿勢を示している。…レーガン政権が行うべきことは、日本に自己管理をさせ、日本を（アメリカの処分に従属させる）属国ではなく、第一級の国として扱うことである。」(quoted in Sanger 1988)

1988年3月初め、リチャード・アーミティジ国防次官補は、下院軍事委員会のレス・アスピン (Les Aspin: 民主党、ウィスコンシン州選出) 委員長に書簡を送り、その中で日本はすでに事件の関係者を処罰しており、貿易管理も強化したことに加え、アメリカ海軍にとっても有益な「対潜水艦プログラム」に日本政府が予算措置を行ったと、日本の姿勢を高く評価した。さらに、ソ連の艦船用プロペラの進化は、東芝機械が工作機を不正輸出する以前の1979年から82年にかけてすでに始まっており、東芝機械の不正輸出がもたらしたといわれる損害を実際に測定するのは困難である、との見解を示した (Sanger 1988)。

またその前月にアメリカで開かれた「全米先端科学学会 The American Association for the Advancement of Science」に出席したソ連の科学者一行も、ソ連のスクリュー技術の改善は日本から持ち込まれた工作機械のお陰ではないと発言していた。さらに、ソ連のスクリュー技術の改善は主に、東芝機械が輸出したものよりも性能が劣る、フランスの「フォレスト・ライン Forest Line」社の工作機械によるものであることが、東芝機械事件の発覚後に明らかになっていた (Sanger 1988)。しかしながら、東芝機械がココム合意に違反して不正輸出を行った事実と、東芝機械が輸出した工作機とコンピュータソフトにより、ソ連の造船所でのスクリュー研磨過程が自動化され大幅に改善されたという点は、批判を免れることはできなかった。

これらに加えて、88年3月29日には、ジョージ・シュルツ国務省官、ウィリアム・ヴァリティイ (William Verity) 商務長官、ウィリアム・タフト (William Taft, IV) 国防次官らも動いた。3者は連名で議会に書簡を送り、「東芝に制裁を与えることを口実に日本政府やノルウェー政府が関わった過去の技術移転を暴露し、不法輸出の問題に議会が時間をかけることは、現在わが国が両国政府から受けている素晴らしい協力に冷や水をかけることにな

る危険性がある」と表明した。同時に、議会が同法案を可決した場合に大統領は拒否権を行使するだろうと圧力をかけた (Choat 1990: 10; Farnsworth 1988)。

・87年包括通商・競争力法の成立と大統領の拒否権行使

1988年3月までに「1987年包括通商・競争力法案」の一本化を目指す両院協議の開催は20回を数え、88年4月20日に同法案 (H.R. 3) は『協議会報告100-576』としてまとめられた。同法の中には、外国による不公正な貿易慣行に対して、大統領が関税引き上げなどの一方的制裁措置を取ることを求めた「スーパー301条」や、知的財産権保護が不十分な国や不公正な貿易慣行を行っている国を監視国に指定しアメリカ合衆国通商代表部 (USTR) が実態を監視し、報告書を公表するよう求めた「スペシャル301条」が盛り込まれた。議会でも論争となった「ゲッパート条項」は、最終的に法案から削除された (Povich 1988)。

東芝への制裁に関しては、『協議会報告100-576』に以下のような表現の文言が盛り込まれた。

「多国間輸出管理施行法の修正:大統領に対し、3年間以下のことを禁止するよう法的に課すことを求める。

(1) 東芝機械、コングスベルグ社、あるいは新型工作機械のソ連への搬出を支援したその他のあらゆる人物と、アメリカ政府が契約したり、製品やサービスを発注すること。

(2) それらの企業や外国人によって製造された製品を輸入すること。

同様に3年間、東芝、コングスベルグ兵器製造とアメリカ政府機関が契約したり、発注することを禁止するよう求める。特定の例外措置は明示する。」

この条文の最後にある「特定の例外措置は明示する」とは、安全保障の観点からすでに契約されたものや交換部品の輸入を認めるなどの例外措置を指し、大統領に例外措置を決める権限を与えるものである。ただし、大統領側

からすれば、安全保障に関する広範な大統領権限に対して、議会が法律で制限することになるとの批判的解釈も可能である。

『協議会報告100-576』には、上院が1987年6月末に「1987年包括通商・競争力法案（S. 1420）」に盛り込んだ「東芝製品のアメリカへの輸入を禁止する」という文言は消え、東芝製品の“政府調達”を3年間禁止するという表現に置き換わった。同協議会報告は、88年4月20日に下院で賛成312、反対107で、上院では4月27日に賛成63、反対36で、それぞれ可決された（“H.R.3-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987, 100th Congress.”）。

議会に提出された法案（bill）は、上下両院で可決されると大統領のもとに送られ、①大統領が署名をするか、あるいは②議会の休会中を除いて10日間大統領が署名を行わない場合には自動的に法律（act）になる。もし大統領がその法案を認めない場合には、拒否権（veto）を行使し、その法案は議会に送り返されることになる。大統領が署名を拒否して拒否権を行使した場合、議会がその法案を成立させるために取り得る対応策は2つある。1つが、大統領が反対する部分を修正し、再可決後に大統領が署名するというものである。もう1つは、上下両院が3分の2の多数で法案を再可決することである。後者は「大統領拒否権を覆す override the veto」とよばれるが、この場合は大統領の署名がなくとも法律になる（Rybicki, 2010）。

上下両院が可決した「1987年包括通商・競争力法案（H.R. 3）」に対して、レーガン大統領は88年5月24日に、予告通り拒否権を行使した。拒否権行使の理由として、①工場の閉鎖や大量の従業員を一時解雇（lay-off）する場合に雇用側は60日以前に通告しなければならないという規定が雇用側にとって長すぎること、②議会が新たに課すアラスカ産原油の輸出を禁止する条項は不要であること、などがあげられた（“Veto of H.R.3, Message from the President of the United States, 1988.”）。

大統領の拒否権行使を受けて、下院は拒否権行使と同じ日に本会議を開き、賛成308、反対113の多数で再可決した。投票権がある下院議員は435人で、3分の2が290票であるので、下院は大統領拒否権を覆すことに成功することになる。それに対し、上院は6月8日に本会議で投票するが、賛成61、反対37に終わり、大統領の拒否権を覆すための67票には達することができなかった

(“H.R.3-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987, 100th Congress.”)。

・1988年包括通商・競争力法案の成立

「1987年包括通商・競争力法案（H.R. 3）」に対する大統領拒否権を覆すことに失敗した議会は、大統領が問題とした部分を削除した新しい法案の作成に取り組んだ。下院は歳入委員長のダン・ロステンカウスキイ（Dan Rostenkowski：民主党、イリノイ州選出）が中心となって、32本の法案からなる「1988年包括通商・競争力法案 “Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988.”（H.R. 4848）」がまとめられた。ロステンカウスキイは、下院歳入委員長としてレーガン大統領が推進した「1986年税制改革法 “Tax Reform Act of 1986.”」について、与野党の対立点を調整してまとめ上げた実力者で、1987年包括通商・競争力法案を一本化する両院協議会でも主導的な役割を演じた。

「1988年包括通商・競争力法案（H.R. 4848）」は66名の共同提案者を得て、88年6月21日に下院に提出されると、14の委員会と12の小委員会に同時に付託されて一斉に審議された^⑧。7月13日には本会議が開かれ、賛成376、反対45で成立した。その後7月25日に上院に送られ審議が行われ、8月3日には賛成85、反対11で可決した。下院の賛成376、上院の賛成85という数は、ともに議員の3分の2をはるかに超えており、大統領が仮に拒否権を行使しても議会が容易にそれを覆すことができる数字であった。

ココム違反に関する制裁条項は、88年包括通商・競争力法案に組み込まれた2つの法律に盛り込まれた。1つは「多国間輸出管理増進修正法 “Multilateral Export Control Enhancement Amendments Act.”」に対してであり、①アメリカの政府機関が東芝機械とコングスベルグ貿易から輸入することや契約することを3年間禁止する、②東芝とコングスベルグ兵器製造の製品を政府機関が調達することを3年間禁止する、という内容である。もう1つが「1962年貿易拡大法 “Trade Expansion Act of 1962.”」の修正で、東芝とコングスベルグ兵器製造への商品やサービスを発注するために国家予算を使うことを禁止することが盛り込まれた。88年8月23日にレーガン大統領が署名して法律となった（“H.R.4848-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988,

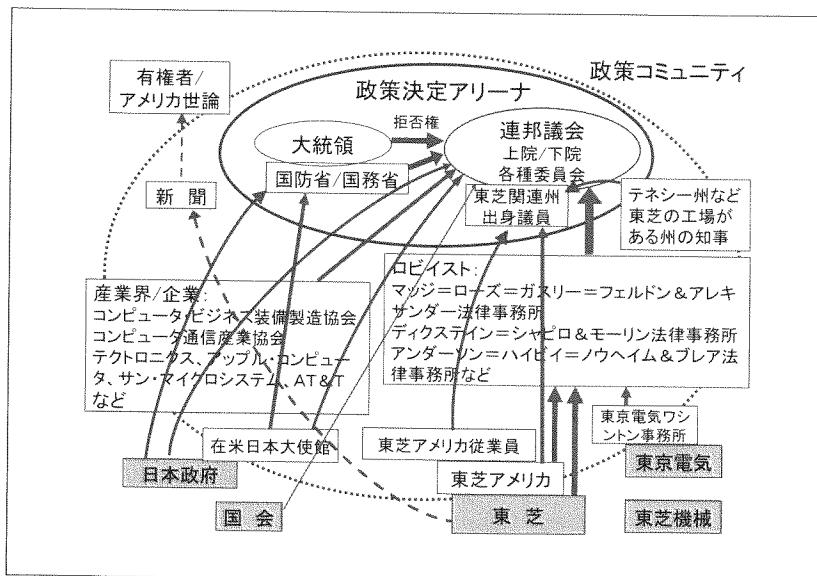
100th Congress.”)。

6.まとめ：「ゲートウェイ」アプローチから見た東芝機械事件

本稿で論じたとおり、東芝機械の工作機械不正輸出事件に関連して、1987年から88年にかけてアメリカ連邦議会を舞台に議論された東芝機械の親会社・東芝への制裁については、「3年間にわたる東芝製品の政府調達の禁止」という形で決着した。

このプロセスをワシントン政策コミュニティへの「ゲートウェイ」アプローチの視点から最後にまとめてみたい。日本側の主要なアクターが、どのよ

図2 東芝制裁をめぐる日本側アクターの動き 筆者作成



注) 矢印の太さは、以下の4種類を用いた。また点線は「間接的ロビイング」を表す。

- とくに強く働きかけを行った →
- 強く働きかけを行った →
- ある程度の働きかけを行った →
- 若干の働きかけを行った →

うなチャンネル（ゲートウェイ）からアリーナにアクセスしたかを整理するためである。

図2(69ページ)に示すように、日本側の主要なアクターは、内閣総理大臣や関係大臣を長とする政府の関係省庁、国会、そして当事者である東芝とその子会社である。なお、ワシントンにある日本大使館と東芝の現地法人「東芝アメリカ」は、ワシントンの政策コミュニティのアクターの一員として位置づけている。

一方のアメリカ側は、政策決定アリーナで最も核となるのが東芝制裁法案を議論した議会／議員である。レーガン大統領とレーガン政権の閣僚をトップに据えた省庁の幹部職員などが、連邦議会と対峙した。さらには政策コミュニティを構成するロビイスト、アメリカ国内の東芝と競合・協力関係にある企業や業界団体、そしてメディアによって影響を受ける世論や有権者たちである。

ソ連への工作機械の売り込みに直接関わった和光貿易の元社員が1985年暮れにココム事務局へ告発した後、ココム事務局から日本に事実関係の照会が行われるが、日本側の初期の対応は鈍かった。アメリカからの再三の圧力を受けて、日本政府は、ようやく87年4月になって重い腰を上げた。防衛庁長官が国防長官からの書簡を受け取ったことから事態は大きく動き出し、87年4月末には捜査が開始され事件が明るみに出る。87年6月にその国防長官が来日すると、連邦議会の制裁をめぐるアメリカ政府の懸念を中曾根総理大臣に対して直接伝えた。これを受けて、通商産業大臣が7月半ばにワシントンを訪問して、関係閣僚や議会の東芝制裁強硬派の議員らに会うが、これによって日本政府はアメリカ議会が事件をいかに深刻にとらえているかを理解する。その後、再発防止策として「外国為替及び外国貿易管理法改正案」を閣議決定して、7月末に国会に提出した。

アメリカの政策決定アリーナで中心的なアクターの1つであるレーガン政権も、最終的には東芝制裁法案に反対する方針を示し、日本政府や東芝を支援する側に回った。1988年春には、レーガン政権の閣僚や官僚が、東芝制裁法案に反対する書簡を議会に送った。レーガン大統領は、東芝制裁条項が盛り込まれた「87年包括通商・競争力法案」の議会での審議が大詰めを迎える

と、大統領拒否権の行使を匂わせてその審議に圧力をかけた。

アクターという点からすると、日本の国会は、アメリカの連邦議会に比べれば独自の役割は限定される。議院内閣制の日本では国会の多数派（与党）が内閣を組織するため、内閣と与党は一体的関係にあり、国会審議は内閣と野党の対立という形で論戦が繰り広げられる。国会内の衆議院と参議院の関係、各委員会の運営は決して競合的ではなく、議院運営委員会と国会対策委員会を中心に、政党間の協議によって一元的に調整されている。

東芝機械のコム違反事件を受けて、再発防止のための「外国為替及び外国貿易管理法改正」が87年夏に国会で審議された際には、野党側も日米関係の危機を認識しており、あからさまな議事妨害は行わなかった。また与党議員の一部は、個人的パイプも含め、アメリカ議会のカウンターパートに働きかけた。

一方、東芝制裁審議で主役となったアメリカ連邦議会は、大統領から独立して活動し、大統領と同じ政党に所属する議員といえども、大統領の政策や方針を常に支持するとは限らない。議会内でも上下両院が独立し競合的であり、さらには上院／下院それぞれでも各委員会は委員長独自のリーダーシップで運営され、互いに競合関係にある。その意味では、ひじょうに多くのゲートウェイがあると言えよう。

その連邦議会における活動で見逃せないアクターが、各委員会の専門スタッフ (professional staff) と議員が抱える立法担当秘書 (legislative assistant) である。専門的な知識に基づき委員会の審議をサポートする委員会の専門スタッフは、委員長や野党の筆頭議員 (ranking member) が指名して雇用することができるため、議員との関係も強い。また連邦議会では個々の議員が法案を提出することができるので、それぞれの議員は10名ほどの立法担当秘書を抱えている。これらは今回の事例研究では直接言及をしていないが、議会での政策決定に影響を与える際の重要なゲートウェイの1つである。

加えて、アメリカ側の動きで見逃せないのは、アメリカの企業や産業界の動きである。通商摩擦では多くの場合、アメリカの企業や産業界は日本企業のライバルとなる。ところが、東芝制裁問題では、当時のコンピュータ製造業界や通信産業界は東芝側に付いた。テクトロニクス、アップル・コン

ピュータ、サン・マイクロシステム、AT&Tなど、当時のアメリカの大手コンピュータ・メーカーや通信事業者は、半導体などの東芝製部品が不可欠だったからである。また、東芝を支援する動きは地方からも起こった。東芝を始め多くの日本企業を誘致していたテネシー州知事は東芝支援を表明し、同州選出の連邦議員に書簡を送った。テネシー州は草の根レベルで日本といくつかの交流事業も進めていた。

やはり何といっても鍵を握ったのは、制裁の当事者となった東芝とその子会社の動きである。東芝の子会社の「東京電気」（現在は東芝テック）は、ワシントン事務所を通じて親会社・東芝を支援した。ただし、子会社のうち、ココム違反事件に直接関わった東芝機械の動きはほとんど見られなかった。

東芝は、実にさまざまなチャンネル（ゲートウェイ）を通じてワシントンの政策決定アリーナに働きかけた。関係議員への情報の提供を通じた働きかけはもちろんのこと、全米の新聞へ意見広告を掲載して有権者や世論に訴えた。現地法人の東芝アメリカは、工場を置いている州選出の連邦議員や州知事にもアピールし、その従業員は選挙区の連邦議員に2万5千通とも言われる大量の手紙を書いた。

そして、最も大きな力を発揮したのがロビイストであった。議会に大きな影響力をもつ大物ロビイストを何人も雇い、東芝機械による不正輸出事件に東芝が直接関与していないことを議員たちに説明した。東芝が雇ったロビイストの活動は、東芝制裁に熱心だったガーン上院議員をして「14年間のワシントンでの議員生活で最も強力なロビイ活動」（Rosenblatt 1988）と言わしめるものであった。

当然ながら、東芝は莫大なロビイスト費用の支払いに追われた。「マッジ＝ローズ＝ガスリー＝フェルドン＆アレキサンダー」法律事務所に430万ドル（当時の為替レートで約6億4千5百万円）を支払ったのを始め、「ディクステイン＝シャピロ＆モーリン」法律事務所に11万ドル（同、1650万円）、「アンダーソン＝ハイビイ＝ノウヘイム＆ブレア Anderson, Hibey, Nauheim & Blair」法律事務所に9万3千ドル（同、1350万円）、そして当時東芝の子会社・東京電気が「ケリイ＝ドライ＆ワレン Kelly, Drye & Warren」法律事務所に5万7千ドル（同、855万円）を支払ったと報告されている。しか

もこれらの金額には、現地法人であるため外国企業としての報告義務を免れている「東芝アメリカ」が顧問弁護士やロビイストに支払った分は含まれていない（Auerbach 1988）。

なり振り構わず高額のロビイストを雇うというこのような東芝の手法は、東芝制裁条項の軽減化に結びついたが、それを批判する議員も現れた。1990年には上院に、外国のエージェントとして活動する場合の登録とその要件を厳しくする「1938年国外エージェント登録法 “Foreign Agents Registration Act of 1938” の改正 (“S. Amdt. 2947 to H.R. 5021.)」が提出された（“S. Amdt. 2947 to H.R. 5021, 101st Congress.”）。

東芝制裁問題が一段落すると、東芝はアメリカ社会のみならず、国際社会への貢献活動に一層取り組み始めた。国際的相互理解と交流の推進を目的とした「東芝国際交流財團 Toshiba International Foundation」を1989年に、アメリカ国内での科学技術教育を支援するための「東芝アメリカ財團 Toshiba America Foundation」を1990年にそれぞれ設立して、社会貢献や草の根レベルでの活動にも取り組み始めたのである。

• 注記

本稿は、平成30年度平成国際大学共同研究「ワシントン政治へのゲートウェイ：日本を中心とした外国政府や企業の取り組み」プロジェクトの成果の1つである。本共同研究のパートナーとして毎週のように学内で行った研究会で議論するとともに本稿にもさまざまなコメントをいただいた林孝宗専任講師と、研究会に3回参加いただきコメントをくださった大出隆・元日立コーポレート・ワシントン事務所所長に御礼申し上げたい。ただしここに示した解釈・見解は、すべて筆者個人の責任に帰するものである。

本稿で用いた日付は、それぞれ現地の時間を基本とした。また、本論の執筆の資料には『ワシントン・ポスト』紙と『ニューヨーク・タイムズ』紙、『ロサンゼルス・タイムズ』紙が提供する記事データベースを多用した。インターネットとオンラインデータベースの発達により、1980年代当時よりも簡単に新聞記事を検索して読むことができたのは、幸運であった。

議会の立法活動については、連邦議会のウェブページ（Congress.gov）の立法活動に関するデータベースに拠った。また、とくに注を付していない基本的な事実関係は前掲のアメリカの三紙に加え、『朝日新聞』のデータベース『聞蔵』、『讀賣新聞縮刷版』のほか、1987年当時参議院秘書として資料を集め、委員会審議を傍聴した筆者自身の経験にも基づいている。1988年6月下旬には個人的にワシントンを訪問し、連邦議会関係者からも話を聞いた。

(1) アリーナ（舞台）という言葉から連想されるように、「ゲートウェイ」アプローチが考えるワシントンの政策決定は、「劇場の舞台」をイメージすればわかりやすくなるであろう。劇場の舞台では俳優が演技を行うが、「ゲートウェイ」アプローチにおいて、主演俳優の1人は大統領である。大統領を筆頭とする行政府の幹部職員と連邦議会の議員たちが、そのアリーナにおいて政策をめぐる議論や駆け引きというパフォーマンスを演じる。それを有権者や外国政府／企業が観客として觀っている。

さらに、アリーナを取り囲んで、それを支えるさまざまな人々もいる。演劇の場合は、舞台作家、演出家、大道具・照明などの舞台芸術家、講演を企画するプロモーター、俳優を支えるマネジャー、さらには演劇評論家などがそれに当たる。「ゲートウェイ」アプローチでは、シンクタンク、ロビイスト、大学／大学院、企業／業界、マスメディアなどである。そして舞台を見る観客は、批評や支援をどのルートを通じて俳優に伝えるかがポイントとなる。本稿で用いる「ゲートウェイ」アプローチでは、有権者や外国政府／企業が、行政府や議会にどんな入り口(ゲートウェイ)からアクセスして決定に影響を与えるようとするかに注目するものである。

(2) コムの事務局はパリにあるアメリカ大使館が担当し、必要に応じてアメリカ大使館の別館会議室で開催されていたと言われる(「東西経済関係の中のコム」1988年『外交青書：我が外交の近況 1988年版(第32号)』、『外務省ウェブページ』<https://www.mofa.go.jp/mofaj/govtinfo/whitepaper/whitepaper_economy.html>)

//www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1988/s_63-2-2-3.htm>.)。ちなみにこのコムは、冷戦終結に伴って東西対立が消滅すると、1996年にロシアを始めとする旧共産圏国も加わって、通常兵器やその関連汎用品・技術の輸出を管理する「ワッセナー・アレンジメント Wassenaar Arrangement」(ワッセナー協約)に置き換えられた。現在、42カ国が参加し、事務局はウィーンに置かれている(『通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント (The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies)』『外務省ウェブページ』<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>>.)

- (3) 1985年3月にミハエル・ゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任し、85年秋から米ソの首脳会談が始まるが、1987年当時、議会はソ連に対する厳しい見方をえていなかった。ようやく議会がゴルバチョフを評価し始めるのは、1988年春に中距離核(INF)全廃条約を議会が批准したころからである(和田修一『レーガン、ゴルバチョフ、ブッシュ：冷戦を終わらせた政治家たち』一藝社、2014を参照)
- (4) リチャード・シェルビイ議員はこの当時民主党の上院議員だったが、1995年に共和党に移り、その後も当選を重ね、現在もアラバマ州選出の上院議員を続けている。
- (5) 当時のアメリカの一般の有権者にとって、Toshiba MachineとToshibaがはっきり区別されていたかどうかは、かなり疑わしい。1989年にソニー株式会社がコロンビア映画の子会社である「コロンビア・ピクチャーズ・エンタテインメント Columbia Pictures Entertainment Inc.」を買収した際に、ソニー(Sony)がアメリカの会社ではなく日本の企業であったことを初めて知ったアメリカ人が多かったという話があるように、今振り返ると、1980年代の日本との貿易摩擦に関するアメリカ国内の厳しい反発は、それだけ日本製品がアメリカ市場に満ちあふれ、アメリカ人の日常生活に不可欠となっていたという現実の裏返しでもある。ただし、ソニーによるコロンビア映画の子会社の買収に加えて、1989年にニューヨーク・マンハッタンの象徴の1つでもあるロックフェラー・センター・ビルを三菱地所が購入するに及んで、当時バブル経済に浮かれていた日本への批判も一層高まることになる。E-mail discussion with an American TV Producer in January 2019.
- (6) 「マッジ=ローズ=ガスリー=フェルドン&アレキサンダー」弁護士事務所は、1869年に設立されたニューヨークの老舗弁護士事務所で、1990年代には190人の弁護士を擁していた。後に大統領となるリチャード・ニクソンが弁護士として最初に所属し、キャリアを積み重ねたことでも知られるが、事務所運営の指導権争いから1995年に解散している。See Goldberg, Carey. (1995) "The Mudge Rose Firm Enters the Tar Pit of Legal History." *The New York Times* (October 1). Uploaded on the *New York Times* webpage. <<https://www.nytimes.com/1995/10/01/nyregion/the-mudge-rose-firm-enters-the-tar-pit-of-legal-history.html>>.
- (7) 「ディクステイン=シャピロ&モーリン」事務所はワシントンにオフィスをもつ弁護士・ロビイスト事務所で、1988年6月に筆者が訪問したときは地上5階建てのビルを持ち、地下には専用のトレーニングジムがあった。最盛期にはニューヨーク

や西海岸を含めて4つのオフィスを持ち、400人の弁護士が所属していた。その後、2010年代に経営危機に陥り、2016年にはフィラデルフィアに本部がある「ブラック・ローム The Black Rome」法律事務所に吸収された。See Olson, Elizabeth. (2016) "Troubled Dickstein Shapiro Law Firm to Merge with Blank Rome." *The New York Times* (February 12). Uploaded on the *New York Times* webpage. <<https://www.nytimes.com/2016/02/13/business/dealbook/troubled-dickstein-shapiro-law-firm-to-merge-with-blank-rome.html>>.

(8) 筆者は1988年6月後半、「88年包括通商・競争力法案」が下院に提出された直後に連邦議会を訪問し、ジム・コウベイ (Jim Kolbe: 共和党、アリゾナ州選出) 下院議員と下院にある同議員の事務所で面談する機会があった。その際コウベイ議員は、1000ページを超す「88年包括通商・競争力法案」のハードコピーを示しながら、下院で何とか修正案がまとまつたので、同法案が成立するにはそれほど時間がかかるないだろうと法案成立についての楽観的な見通しを説明してくれた。Interview with the Honorable Jim Kolbe, Member of U.S. House of the Representatives, at his office in the Capitol Hill on June 23 1988.

・参考文献

- "Ambassador James R. Jones." Uploaded on the *Securing America's Future Energy* webpage. <<http://secureenergy.org/about/diplomatic-council-on-energy-security/ambassador-james-r-jones/>>.
- Auerbach, Stuart. (1987a) "Sanction Imposed on Japan." *The Washington Post* (April 18). Uploaded on the *Washington Post* webpage. <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/1987/04/18/sanctions-imposed-on-japan/f0daac66-74fe-4f5c-96ce-3aa08898b4bd/?utm_term=.aed96886a407>.
- (1987b) "Senate Approves 2-Year Ban on Toshiba's Sales in U.S." *The Washington Post* (July 1). Uploaded on the *Washington Post* webpage. <https://www.washingtonpost.com/archive/politics/1987/07/01/senate-approves-2-year-ban-on-toshibas-sales-in-us/00e93986-4c8a-4365-99dd-4cdc5244fe4c/?utm_term=.d1021b9f44da>.
- (1987c) "Japan Tries to Blunt Toshiba Scandal." *The Washington Post* (September 3). Uploaded on the *Washington Post* webpage. <https://www.washingtonpost.com/archive/business/1987/09/03/japan-tries-to-blunt-toshiba-scandal/2cbaa67d-5f01-49d3-ade5-0890fce7981a/?utm_term=.28fdb18c369>.
- (1988) "Toshiba Corp's Costly Lobbying." *The Washington Post* (October 13). Uploaded on the *Washington Post* webpage. <https://www.washingtonpost.com/archive/business/1988/10/13/toshiba-corps-costly-lobbying/ae9d12e-5ea4-4fbb-914c-d80c8be21b27/?utm_term=.7c27fd567498>.
- 「米上院与党38議員、『貿易法案』に反対 世界不況招く恐れ」(1987) 『朝日新聞』(11月1日) : 1面。

- Bertsch, Gary K., and Steven Elliott-Gower, eds. (1991) *Export Controls in Transition: Perspectives, Problems, and Prospects*, Durham, NC: Duke University Press Books.
- Bertsch, Gary K., and John Steven Prados. (2014) "The John Walker Spy Ring and The U.S. Navy's Biggest Betrayal." *USNI News* (September 2). Uploaded on *the webpage of the US Naval Institute*. <<https://news.usni.org/2014/09/02/john-walker-spy-ring-u-s-navys-biggest-betrayal>>.
- Central Intelligence Agency. (1982) *Soviet Acquisition of Militarily Significant Western Technology, Declassified CIA Report, April 1982*. Uploaded on *the webpage of the Library, Intelligence Agency*. <<https://www.cia.gov/library/readingroom/docs/CIA-RDP84B00049R001503890021-8.pdf>>.
- (1985) *Soviet Acquisition of Militarily Significant Western Technology: An Update, Declassified CIA Report, September 1985*. Uploaded on *the webpage of the Library, Intelligence Agency*. <<https://www.cia.gov/library/readingroom/docs/CIA-RDP88B00443R000201080007-7.pdf>>.
- Chandler, Clay. (1987) "House Panel is Warned on Toshiba Bills." *The Washington Post* (July 15). Uploaded on *the Washington Post webpage*. <<https://www.washingtonpost.com/archive/business/1987/07/15/house-panel-is-warned-on-toshiba-bills/60d0b3b2-f771-4014-9c5f-a4d6544e1403/>>.
- Chira, Susan. (1987a) "Japan's Efforts to Soften U.S. Anger on Toshiba." *The New York Times* (July 18). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/07/18/business/japan-s-efforts-to-soften-us-anger-on-toshiba.html>>.
- (1978b) "Japan ponders the price of Soviet trade." *The New York Times* (July 19). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/07/19/weekinreview/japan-ponders-the-price-of-soviet-trade.html>>.
- Chot, Pat. (1990) *Agents of Influence: How Japan's Lobbyists in the United States Manipulate America's Political and Economic System*. New York: Alfred A. Knopf.
- Clancy, Tom (トム・クランシー)、井坂清訳(1985a)『レッド・オクトーバーを追え（上）』文春文庫。
- 井坂清訳(1985b)『レッド・オクトーバーを追え（下）』文春文庫。
- Cornwell, Rupert. (2014) "John Walker: American naval officer who formed a family spy ring that passed highly damaging secrets to the Soviet Union." *The Independent* (September 2). Uploaded on *the Independent webpage*. <<https://www.independent.co.uk/news/obituaries/john-walker-american-naval-officer-who-formed-a-family-spy-ring-that-passed-highly-damaging-secrets-9704890.html>>.
- Crossette, Barbara. (1987) "Toshiba Devises Plan to calm Americans...; While the Japanese Rethink Trade Stance." *The New York Times* (July 6). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/07/06/business/toshiba-devises-plan-to-calm-americans-while-the-japanese-rethink-trade-stance.html>>.

- “Defense Secretary Caspar Weinberger announced his resignation today after...” (1987) *The UPI* (November 5). *The UPI ARCHIVES*. Uploaded on the *UPI webpage*. <<https://www.upi.com/Archives/1987/11/05/Defense-Secretary-Caspar-Weinberger-announced-his-resignation-today-after/8475563086800/>>.
- Department of Defense. (1981) *Soviet Military Power*. Washington, D.C.: U.S. Governmental Printing Office. Uploaded on the *Naval Postgraduate School webpage*. <<http://edocs.nps.edu/2014/May/SovietMilPower1981.pdf>>.
- (1990) *Soviet Military Power*, 9th ed. Washington, D.C.: U.S. Governmental Printing Office. Uploaded on the *Naval Postgraduate School webpage*. <<http://edocs.nps.edu/2014/May/SovietMilPower1990.pdf>>.
- “Editorial: Submarined by Japan and Norway.” (1987) *The New York Times* (June 22). Uploaded on the *New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/06/22/opinion/submarined-by-japan-and-norway.html>>.
- 「FSX 協議、政治取扱へ一步 ワ米国防長官、暗に配慮要求」(1987)『朝日新聞夕刊』(6月29日)：1面。
- “Editorial: On Trade: Wrong, Long Arm of the Law.” (1988) *The New York Times* (February 16). Uploaded on the *New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1988/02/16/opinion/on-trade-wrong-long-arm-of-the-law.html>>.
- 「沿革」、「東芝機械株式会社」ウェブページ. <<https://www.toshiba-machine.co.jp/jp/company/enkaku.html>>.
- Farnsworth, Clyde H. (1987) “Reagan Lifts Some of Japan Sanctions.” *The New York Times* (November 5). Uploaded on the *New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/11/05/business/reagan-lifts-some-of-japan-sanctions.html>>.
- (1988) “Sanctions on Toshiba Face Veto.” *The New York Times* (March 31). Uploaded on the *New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1988/03/31/business/sanctions-on-toshiba-face-veto.html>>.
- (1990) “U.S. Seeks to Ease Technology Sales in Eastern Europe.” *The New York Times* (May 3). Uploaded on the *New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1990/05/03/business/us-seeks-to-ease-technology-sales-in-eastern-europe.html>>.
- Gregory, Joseph Edward. (1988) “Controlling the Transfer of Militarily Significant Technology: COCOM After Toshiba.” *Fordham International Law Journal*, 11 (4): 863-882. <<https://ir.lawnet.fordham.edu/cgi/viewcontent.cgi?referer=&httpsredir=1&article=1199&context=ilj>>.
- “H.Amdt. 235 to H.R. 1777, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/amendment/100th-congress/house-amendment/235>>.
- “H.R.3-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-HR-3>>.

- congress/house-bill/3>.
- “H.R. 1777-Foreign Relations Authorization Act, Fiscal Years 1988 and 1989, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/house-bill/1777>>.
- “H.R. 2241-Technology Transfer Enforcement Act of 1987, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/house-bill/2241>>.
- “H.R. 2698-A bill to prohibit, for a 5-year period, any goods produced by the Toshiba Corporation of Japan, the Kongsberg Vappenfabrik Company of Norway, or their subsidiaries, from entering, or being withdrawn from warehouse for consumption, into the customs territory of the United States, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/house-bill/2698>>.
- “H.R. 2731-Procurement and National Security Act of 1987, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/house-bill/2731>>.
- “H.R. 4848-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/house-bill/4848>>.
- 「官報号外 昭和62年8月20日」(1987) (「第109国会 衆議院本会議第10号」).
- 熊谷独(1987)「東芝機械事件・主役の告白：これがソ連密貿易の手口だ」『文藝春秋』65巻10号(8月号)：202-16.
- (1988)『モスクワよ、さらば：ココム違反事件の背景』文藝春秋社.
- 桑島浩彰 (2014a)「東芝を大ピンチから救った、ある社員の物語：『草の根』ロビイングが会社の運命を変えた！」『東洋経済オンライン』(12月24日)『東洋経済オンラインウェブページ』<<https://toyokeizai.net/articles/-/55459>>アップロード.
- (2014b)「東芝を危機から救った、2万5000通の手紙：3兆円の損害賠償はなぜ回避できたのか?」『東洋経済オンライン』(12月28日)『東洋経済オンラインウェブページ』<<https://toyokeizai.net/articles/-/55463>>アップロード.
- Lamp, Bill. (1992) “Toshiba Machine has first U.S. sales since submarine scandal.” *The UPI* (June 3). Uploaded on *the UPI webpage*. <<https://www.upi.com/Archives/1992/06/03/Toshiba-Machine-has-first-US-sales-since-submarine-scandal/8074707544000/>>.
- Miller, Anthony O. (1987) “Toshiba apologizes to nation for sale of submarine technology.” *The UPI* (July 20). Uploaded on *the UPI webpage*. <<https://www.upi.com/Archives/1987/07/20/Toshiba-apologizes-to-nation-for-sale-of-submarine-technology/8735533752000/>>.
- Novak, Matt. (2016) “That Time Republicans Smashed a Boombox With Sledgehammers on Capitol Hill.” Uploaded on *Gizmodo's Paleofuture blog*. <<https://paleofuture.gizmodo.com>

- com/that-time-republicans-smashed-a-boombox-with-sledgehamm-1775418875>.
- Office of the Under Secretary of Defense. (2018) *National Defense Budget Estimates for FY 2019*. Department of Defense (April).
- Povich, Elaine S. (1988) "Congress Reaches Deal on Trade Bill." *The Chicago Tribune* (April 1). Uploaded on the Chicago Tribune webpage. <<https://www.chicagotribune.com/news/ct-xpm-1988-04-01-8803050552-story.html>>.
- Radchenko, Sergey. (2014) *Unwanted Visionaries: The Soviet Failure in Asia at the End of the Cold War*. New York: Oxford University Press.
- Rasky, Susan F. (1987a) "Toshiba Devises Plan to Calm Americans...." *The New York Times* (July 6). Uploaded on the *New York Times* webpage. <<https://www.nytimes.com/1987/07/06/business/toshiba-devises-a-plan-to-calm-americans.html>>.
- (1987b) "Pressured on Trade, Japanese Turn to the Business of Politics." *The New York Times* (August 23). Uploaded on the *New York Times* webpage. <<https://www.nytimes.com/1987/08/23/weekinreview/pressured-on-trade-japanese-turn-to-the-business-of-politics.html>>.
- (1987c) "Top U.S. Corporations Lobbying Against Curb on Toshiba Imports." *The New York Times* (September 14). Uploaded on the *New York Times* webpage. <<https://www.nytimes.com/1987/09/14/business/top-us-corporations-lobbying-against-curb-on-toshiba-imports.html>>.
- "Richard Garment." Uploaded on the *American History, Spartacus Educational* webpage. <<https://spartacus-educational.com/JFKgarment.htm>>.
- Rosenblatt, Robert A. (1987) "Toshiba: Soviets Already Had Technology: French Submarine Equipment Found in USSR, Company Claims." *The Los Angeles Times* (September 10). Uploaded on the *Los Angeles Times* webpage. <http://articles.latimes.com/1987-09-10/business/fi-6976_1_toshiba-machine>.
- (1988) "How 'SWAT TEAM' of Toshiba Lobbyists Took on Congress--and Won." *The Washington Post* (May 1). Uploaded on the *Washington Post* webpage. <https://www.washingtonpost.com/archive/business/1988/05/01/how-swat-team-of-toshiba-lobbyists-took-on-congress-and-won/b0f991be-ec2d-40f3-a662-290b04aec8ac/?utm_term=.e757bab04811>.
- Rybicki, Elizabeth. (2010) "Veto Override Procedure in the House and Senate, CRS Report for Congress." Congressional Research Service 7-5700. Uploaded the *National Archives* webpage. <<https://www.archives.gov/files/legislative/.../veto/veto-override.pdf>>.
- "S. 1399-Technology Transfer Enforcement Act of 1987, 100th Congress (1987-1988)." *Congress.gov* webpage, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/senate-bill/1399/>>.
- "S. 1420-Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1987, 100th Congress (1987-1988)." *Congress.gov* webpage, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/house-bill/1420/>>.

th-congress/senate-bill/1420/>.

“S. 1677-A bill to prohibit the Department of Defense from purchasing any product manufactured or assembled by Toshiba America, Incorporated, or Toshiba Corporation for the purpose of resale of such product in a military exchange store, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/bill/100th-congress/senate-bill/1677>>.

“S. Amdt. 355 to S. 1420, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/amendment/100th-congress/senate-amendment/355/>>.

“S. Amdt. 359 to S. 1420, 100th Congress (1987-1988).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/amendment/100th-congress/senate-amendment/359/>>.

“S. Amdt. 2947 to H.R. 5021, 101st Congress (1989-1990).” *Congress.gov webpage*, Library of Congress. <<https://www.congress.gov/amendment/101st-congress/senate-amendment/2947/>>.

Sanger, David. (1987a) “Japanese Purchase of Chip Maker Canceled after Objections in U.S.” *The New York Times* (March 17). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/03/17/business/japanese-purchase-of-chip-maker-canceled-after-objections-in-us.html>>.

——— (1987b) “Trade Legislation: Counting Ways to Open-and to Close-Market; Toshiba Affair: Deals That Run Silent and Deep.” *The New York Times* (June 21). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/06/21/weekinreview/trade-legislation-counting-ways-open-close-markets-toshiba-affair-deals-that-run.html>>.

——— (1987c) “Wider Sale To Soviet Disclosed.” *The New York Times* (October 23). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/10/23/business/wider-sale-to-soviet-disclosed.html>>.

——— (1988) “U.S. Changes Its Stance on Damage by Toshiba.” *The New York Times* (March 14). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1988/03/14/business/us-changes-its-stance-on-damage-by-toshiba.html>>.

Sanger, David, Clyde Haberman, and Steve Lohr. (1987) “A Bizarre Deal Diverts Vital Tools to Russians.” *The New York Times* (June 12). Uploaded on *the New York Times webpage*. <<https://www.nytimes.com/1987/06/12/world/a-bizarre-deal-diverts-vital-tools-to-russians.html>>.

「昭和63年3月22日東京地裁」(1988)『判例タイムズ』670号（9月15日）：256以下。
佐々淳行(2013)「瀬島龍三はソ連の『協力者（スリーパー）』だった』『正論』11月号
(通巻502号)：96-112。

参議院事務局 (1987a) 「第109国会参議院予算委員会会議録第2号 昭和62年7月20日」。

- (1987b) 「第109国会参議院商工委員会会議録第4号 昭和62年9月3日」。
「政府、包括貿易法案阻止へ米議員に文書：個別具体策を用意」(1987)『朝日新聞』
(7月23日)：1面。
- 衆議院事務局 (1987a) 「第109国会衆議院予算委員会会議録第3号 昭和62年7月14
日」。
- (1987b) 「第109国会衆議院予算委員会会議録第5号 昭和62年7月16日」。
- (1987c) 「第109国会衆議院商工委員会会議録第1号 昭和62年7月28日」。
- (1987d) 「第109国会衆議院内閣委員会会議録第3号 昭和62年8月20日」。
- “Stanton Anderson.” *Uploaded on the Penn State University Libraries webpage.*
<<https://libraries.psu.edu/about/collections/few-good-women/stanton-anderson>>.
- “State Department opposes Toshiba sanctions.” (1987) *The UPI* (July 2) *The UPI
ARCHIVES*. Uploaded on *the UPI webpage*. <<https://www.upi.com/Archives/1987/07/02/State-Department-opposes-Toshiba-sanctions/5354552196800/>>.
- “Statement by Assistant to the President for Press Relations Fitzwater on Strategic
Controls.” (1987) September 18. Uploaded on *the webpage of the Ronald Reagan
Library & Museum*. <<https://www.reaganlibrary.gov/sites/default/files/archives/speeches/1987/091887e.htm>>.
- “Statement on the Japan-United States Semiconductor Trade Agreement.” (1987) March
27. Uploaded on *the webpage of the Ronald Reagan Library & Museum*.
<<https://www.reaganlibrary.gov/research/speeches/032787e>>.
- “Take That, Toshiba.” (1987) *The Lowell Sun*. Uploaded on *the newspaperarchive
webpage*. <<https://newspaperarchive.com/lowell-sun-jul-02-1987-p-23/>>.
- 「東芝、全米の100万ドル謝罪広告、現地部隊は一安心」(1987)『朝日新聞』(7月29
日)：2面。
- “Toshiba Loses in Pentagon Laptop Bidding.” (1987) *The Los Angeles Times* (August
12). <http://articles.latimes.com/1987-08-12/business/fi-334_1_submarine>.
- 「東芝機械株式会社」、『日本工作機械工業会』ウェブページ、会員紹介
<<http://www.jmtba.or.jp/archives/2885>>.
- 「東芝機械コム違反摘発、米国防長官が防衛庁長官に書簡で要請」(1987)『朝日新
聞』(6月19日)：2面。
- 「東芝機械事件 新たな波紋：“防衛技術摩擦”の再発必至？」(1987)『読売新聞』
(7月18日)：2面。
- 「『東芝制裁』同調しないで！テネシー州知事、米議員に書簡」(1987)『読売新聞 夕
刊』(8月20日)：1面。
- U.S. Bureau of Census. “Trade in Goods with Japan.” *Uploaded on the webpage of the
U.S. Bureau of Census*. <<https://www.census.gov/foreign-trade/balance/c5880.html#1987>>.
- “Veto of H.R. 3, Message from the President of the United States, May 24, 1988,
100th Congress 2nd Session, H.Doc. 100-200.” (1988) *Uploaded on the United State*

Senate webpage. <<https://www.senate.gov/reference/Legislation/Vetoes/Messages/ReaganR/HR3-Hdoc-100-200.pdf>>.

Weinberger, Caspar. (1990) *Fighting for Peace: Seven Critical Years in the Pentagon.* New York: Warner Books.

「輸出申請不承認処分取消等請求訴訟事件判決、昭和44（行ウ）30」(1969) 東京地方裁判所、昭和44年7月8日。『裁判所ウェブサイト』。

<http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/452/018452_hanrei.pdf>にアップロード。